# 令和4年度

# 土砂災害防止計画書

長 崎 県

## 本編

第1章	総則	1 -
第2章	総合土砂災害対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会	2 -
第3章	土砂災害防止組織	3 -
第1節	組織計画の概要	3 -
第2節	災害警戒本部の構成	4 -
第3節	水防本部、災害対策本部における土砂災害担当部局の事務分担	4 -
第4節	長崎県土砂災害防止地方組織	5 -
第4章	土砂災害における警戒避難体制	6 -
第5章	土砂災害における避難に資する情報	7 -
第1節	土砂災害警戒情報	7 -
第13	頁 発表機関	7 -
第21	頁 目的	7 -
第31	頁 発表対象地域	7 -
第43	頁 土砂災害警戒情報の作成・発表手順	7 -
第51	項 土砂災害警戒情報の作成・発表作業の開始及び終了	9 -
第67	頁 土砂災害発生危険基準線(危険降雨量)	10 -
第71	頁 土砂災害警戒情報の発表、解除基準	11 -
第83	項 土砂災害警戒情報の伝達	12 -
第91	項 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点	14 -
第1	0項 地震発生時の暫定基準	14 -
第2節	土砂災害緊急情報	19 -
第13	頁 目的	19 -
第23	項 緊急調査	19 -
第31	項 土砂災害緊急情報	20 -
第6章	土砂災害における適切な避難計画と周知	21 -
第1節	避難計画の対象となる土砂災害危険箇所等	21 -
第2節	避難計画に関する事項	21 -
第3節	関係住民が日常から準備しておくべき事項	
第4節	観光者に対する配慮	21 -
第5節	土砂災害からの円滑かつ安全な避難	22 -
第13	項 避難行動要支援者への行動支援	23 -
第23		
第33	項 病院・社会福祉施設の避難対策	23 -
第6節	避難に際しての留意事項	24 -
第13	項 避難の準備	24 -
第23	項 避難者の誘導	24 -
第31	項 その他の留意事項	24 -
第41	項 避難後の措置	25 -
第7節	自主判断による避難	
第8節	避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項	
第7章	土砂災害における適切な避難場所および避難路の選定、周知	26 -
第1節	避難場所	26 -

	第1項	指定緊急避難場所の選定·······························	- 26 -
	第2項	指定緊急避難場所の周知·······························	- 26 -
	第3項	既存避難施設を土砂災害に対する指定緊急避難場所として利用する場合の適否・	- 26 -
	第4項	指定緊急避難場所設置のための現行制度	- 27 -
	第2節	避難路の選定および周知·	- 28 -
	第1項	避難路の選定	- 28 -
	第2項	避難路の周知	- 28 -
	第3項	避難路の維持	- 28 -
第	8章 避	接難指示等の判断・伝達·	- 29 -
	第1節	避難指示等の対象となる建物・人	- 29 -
	第2節	避難指示等の発令単位	- 29 -
	第3節	避難指示等を判断する情報および収集方法	- 29 -
	第1項	防災気象情報·	- 29 -
	第2項	災害発生の危険性を分析・判断する際の助言	- 30 -
	第4節	避難指示等の発令判断基準設定の考え方	- 30 -
	第1項	高齢者等避難	- 30 -
	第2項	避難指示·	- 30 -
	第3項	避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合	- 31 -
	第4項	避難指示等の解除の考え方	- 31 -
	第5節	土砂災害の発生が予想される際の体制	- 31 -
	第6節	情報の伝達方法	- 32 -
第	9章 防	5災知識の普及及び防災活動の実施·	- 33 -
	第1節	防災知識の普及	- 33 -
	第1項	一般住民を対象とした防災知識の普及	- 33 -
	第2項	児童を対象とした防災知識の普及	- 33 -
	第3項	意識高揚のための事業等の実施	- 33 -
	第2節	防災業務に服務する市町防災関係職員に対する周知徹底	- 33 -
	第3節	防災訓練	- 33 -
	第1項	土砂災害に対する防災訓練の目的	- 34 -
	第2項	訓練参加機関	34 -
	第3項	想定する気象	- 34 -
	第4項	防災訓練の内容	- 34 -
第	10章	土砂災害予防計画·	- 37 -
	第1節	予防計画のあらまし	- 37 -
	第1項	砂防事業(砂防課)	- 37 -
	第2項	治山事業(森林整備室)	
	第3項	地すべり対策事業(砂防課、農村整備課、森林整備室)	- 37 -
	第4項	急傾斜地崩壞対策事業(砂防課)	
	第5項	宅地造成対策(建築課)	
	第6項	土砂災害防止法の推進(砂防課)	- 38 -
	第2節	土砂災害事業の事務処理	- 40 -
	第1項	砂防事業・治山事業	41 -
	第2項	地すべり対策事業	- 42 -

第3項	急傾斜地崩壊対策事業	46 -
巻末資料(長崎	県における土砂災害危険箇所及び整備状況)	
参考資料		
参考1	災害対策基本法(抄)	1 -
参考2	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	42 -
参考3	土砂災害防止対策基本指針	59 -
参考4	避難情報に関するガイドライン(抄)	77 -
参考5	土砂災害対策推進要綱	127 -
参考 6	建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」	134 -
参考7	林野庁長官通達「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進	
	について	137 -
参考8	建設省砂防部長通達「総合的な土石流対策の推進について」	139 -
参考 9	林野庁整備部長通達「「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の	
	推進について」の運用について」	146 -
参考10	長崎県総合土砂災害対策推進連絡会運営要領	148 -
参考11	長崎県山地災害対策推進連絡会運営要領	151 -
<b>参</b> 老19	避難場所設置のための現行制度	- 153 -

# 用語集

## 第1章 総則

この計画は災害対策基本法第 40 条及び土砂災害対策推進要綱(昭和 63 年 3 月 15 日)中央防災会議決定並びに、建設事務次官通達(「総合的な土石流対策の推進について」建設省河砂発第 45 号昭和 57 年 8 月 10 日付)林野庁長官通達(「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」30 林野治第 1674 号平成 31 年 3 月 14 日付)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年 5 月 8 日公布法律第 57 号、平成 13 年 4 月 1 日施行:以降 土砂災害防止法)に基づき長崎県地域防災計画の一環として土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって長崎県下の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり発生危険箇所、土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体および住民の活動及び市町地域防災計画策定に際しての指針を示すものである。

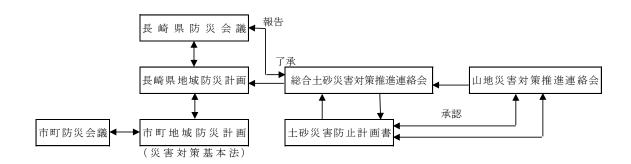
## 第2章 総合土砂災害対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会

建設事務次官通達(建設省河第45号昭和57年8月10日付)および建設省砂防部長通達(建設省河砂第50号昭和57年9月1日付)並びに林野庁長官通達(57林野治第3314号昭和57年8月28日付)、林野庁指導部長通達(58林野治第256号昭和58年2月8日付)に基づき総合土砂災害対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会を設置し、県における土砂災害に関する重要な事項(地域住民への情報、連絡、伝達、警戒、避難体制の整備に関する事項)を審議する。

なお、設置目的は以下のとおりである。

- ・ 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域等 の資料を関係市町に提供し、市町地域防災計画に組み入れて、地域住民の理解を求 める。
- ・ 危険雨量を定め地域住民に警戒避難の基準の周知徹底を図る。
- ・ その他必要な事項についても関係の機関と市町で調整し、危険箇所の対策を推進する。

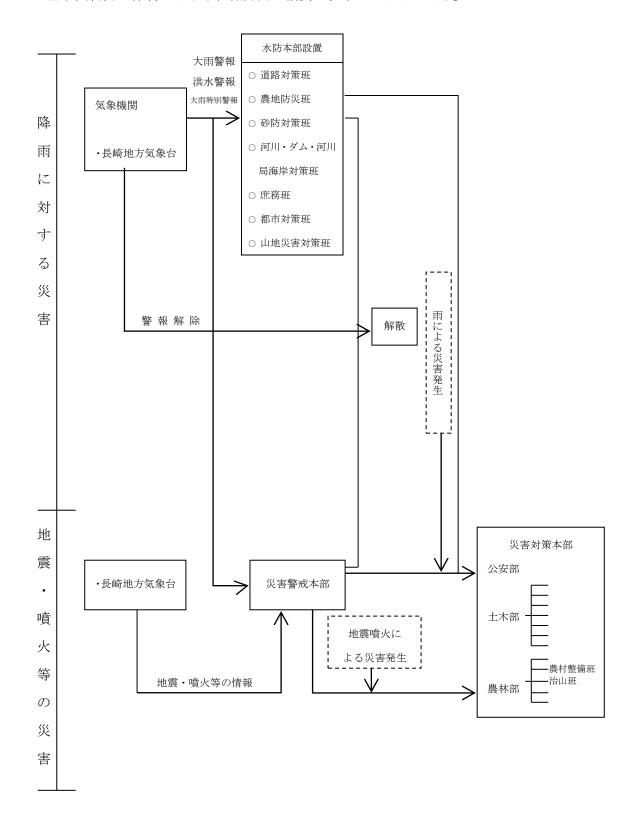
また、長崎県総合土砂災害対策推進連絡会及び長崎県山地災害対策推進連絡会は下図のように位置づけられる。



## 第3章 土砂災害防止組織

## 第1節組織計画の概要

土砂災害防止体制における組織計画の概要は以下のとおりである。



## 第2節 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は以下のとおりであり、土砂災害防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務を処理する。

本部長 危機管理監

副本部長 危機管理課長、河川課長

本部員 危機管理課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、河川課、

道路維持課、農村整備課、森林整備室、砂防課の各課員



## 第3節 水防本部、災害対策本部における土砂災害担当部局の事務分担

水防本部及び災害対策本部における土砂災害担当部局の事務分担は以下のとおりである。

## ① 水防本部における事務分担

	班		名			班		名		係	長	業	務	備	考
	[班		長]			[班		長]							
砂	防	対	策	班	情		報		係	当該:	班員	砂防・地すべ	り、急傾斜地	国土ダ	き 通省
(砂)	坊課総	終括誤	果長補	i佐)	(砂	防計	十画耳	狂班:	長)			の状況把握と	関係機関との	所管	
(	-	技術		)								連絡調整			
					調		査		係	同	上	砂防・地すべ	り、急傾斜地	同上	
				(保全班班長)					の被害状況の	把握及び関係					
												機関への通報	又は報告		
山:	地 災	害	対 策	班	情	報	調	査	班	同	上	山地治山・総·	合治山、地す	林野庁	所管
(森村	炑整偱	富之)				治山	班	狂長)	)			べりの被害状	況の把握と関		
治	Щ	班	班	長								係機関との連続	絡調整		
農	村	整	備	班	農	地	防	災	班	同	上	地すべりの状況	況把握並びに	農林才	く産省
(農村	寸整備	請課了	全画監	()	(農	地防	災球	<u>E長</u> )				関係機関との記	連絡調整	所管	

## ② 災害対策本部における事務分担

班	ś	名	班長担当職	事 務 分 掌	備考
砂	防	班	砂防課長	1. 土石流対策に関すること。	国土交通省所管
				2. 地すべり対策に関すること。	
				3. 急傾斜地崩壊対策に関すること。	
				4. 土砂災害防止法に関すること	
林	務	班	森林整備室長	森林及び林道の災害に関すること。	林野庁所管
農村	整備	前班	農村整備課長	農地及び農業用施設の災害対策に関すること。	農林水産省所管

## 第4節 長崎県土砂災害防止地方組織

長崎県土砂災害防止地方組織は、長崎県水防地方本部及び長崎県災害警戒地方本部の 一員として事務を処理するものとする。また、災害発生後は災害対策地方本部の一員と して事務を処理する。

## ① 水防地方本部の構成

			砂	防	諺	Ŗ	関	係		森	林	整	備	室	関	係	農	村	整	備	課	関	係
		長	崎	振	興	局	建	設	部	県身	・振	興	局鷐	畏	林	部	県り	ト 振	興	局層	豊	林	部
		県	央	振	興	局	建	設	部	県は	上振	興	局鷐	畏	林	部	県は	匕振	興	局層	豊	林	部
水	水	県	北	振	興	局	建	設	部	島原	1. 振	興	局農	農林	水点	産部	島原	1. 振	興	局層	農材	水点	産部
防	防	島	原	振	興	局	建	設	部	五島	易振	興	局農	農林	水点	産部	五島	身振	興	局層	農材	水点	産部
	地方	五.	島	振	興	局	建	設	部														
本	本	五.	島	振り	具 后	; ]	:五	島支	所	壱崎	支振	興	局農	農林	水点	産部	壱嶋	支振	興	局層	農材	水点	産部
部	部	壱	岐	振	興	局	建	設	部	対馬	- 振	興	局農	農林	水点	産部	対具	馬振	興	局層	農材	水点	産部
		対	馬	振	興	局	建	設	部														

## ② 災害対策地方本部の構成

長崎		長	名	称		位		置		所 管 区 域
県災		崎	長 崎 災 害 対	地 方 策 本 部	長	崎	振	興	局	長崎市、西彼杵郡
害対		県災	県 央 災害対	地 方 策 本 部	県	央	振	興	局	諫早市、大村市
策本	長崎県	害対	県 北 災 害 対	地 方 策 本 部	県	北	振	興	局	佐世保市、平戸市、松浦 市、西海市、北松浦郡、東 彼杵郡
部()	現 地	策	島 原 災 害 対	地 方 策 本 部	島	原	振	興	局	島原市、南島原市、雲仙 市
長崎	災害	地方	五 島 災 害 対	地 方 策 本 部	五	島	振	興	局	五島市、新上五島町
県庁	対策	本	壱 岐 災 害 対	地 方 策 本 部	壱	岐	振	興	局	壱岐市
内	本部	部	対 馬 災 害 対	地 方 策 本 部	対	馬	振	興	局	対馬市

## 第4章 土砂災害における警戒避難体制

土石流、がけ崩れなどの土砂災害による人的被害を防止するためには、これらの土砂災害によって被害を受ける恐れのある区域に居住する住民(以下「関係住民」という。)に対して、土砂災害が発生することが懸念される場合に速やかな情報提供と適切な避難方法を講じ、安全な避難場所へ誘導を図る警戒避難体制の整備が必要不可欠である。

この警戒避難体制において必要な事項は以下の通りである。

- ・ 土砂災害における避難に資する情報(詳細は第5章参照)
- ・ 土砂災害における適切な避難方法の周知(詳細は第6章参照)
- ・ 土砂災害における適切な避難場所および避難路の選定、周知(詳細は第7章参照)
- ・ 避難指示等の判断・伝達(詳細は第8章参照)
- ・ 防災知識の普及および防災活動の実施(詳細は第9章参照)

ここで、「土砂災害における避難に資する情報」については、5章に「土砂災害警戒情報」と「土砂災害緊急情報」を示す。なお、土砂災害警戒情報はがけ崩れや土石流を対象としたものであり、市町は本情報が通知される前より情報を収集し防災体制の整備等が必要となるほか、避難指示を発令することが基本となる。また、「土砂災害緊急情報」については、市町が国または県から通知を受けた場合には、避難指示等の判断・伝達を行わなければならない。

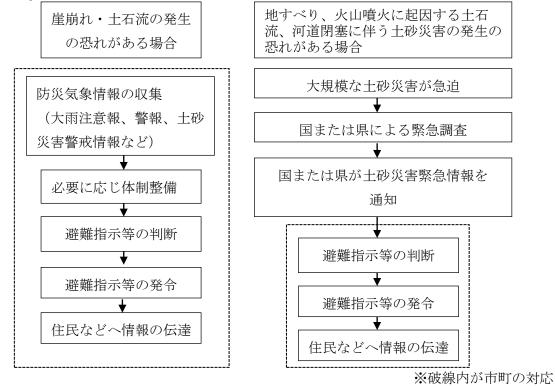


図 災害別の市町の主な対応

## 第5章 土砂災害における避難に資する情報

#### 第1節 土砂災害警戒情報

## 第1項 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき、長崎県 と長崎地方気象台が共同して作成・発表する。

#### 第2項 目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後にさらに大雨による土砂災害の発生の危険度が 高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適 切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目 的とする。

## 第3項 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、長崎県内全ての市町を発表対象とする。

## 第4項 土砂災害警戒情報の作成・発表手順

土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、警戒対象地域名、警戒文、警戒対象市町を示す地図からなり、情報番号は、一連降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、発表対象地域全域の警戒を解除する情報まで連続番号を、用いるものとする。

土砂災害警戒情報の起案は、長崎地方気象台が行い、情報処理システムを用いて長崎 県土木部はその内容を確認し、双方密接な連絡・調整のもと、速やかな発表に努める。 また、気象状況が急変した場合等様々な状況においても土砂災害警戒情報を速やかに 発表できるよう、平時から、土砂災害警戒情報の発表を優先して作業を迅速化する場 合の作業内容、手順を確認しておくものとする。

なお、情報処理システム等の障害が発生した場合は、土砂災害警戒情報を作成するために必要な資料を適宜、FAX 又は電話等により交換する。また、迅速な土砂災害警戒情報の作成が困難になった場合は、迅速な発表を優先して、長崎県土木部砂防課と長崎地方気象台の合意に基づいて、図に関する部分を省略する等簡略化した土砂災害警戒情報の発表ができるものとする。

## 長崎県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

長崎県 長崎地方気象台 共同発表

## 【警戒対象地域】

長崎市\*雲仙市\*諫早市\*

## 【警戒解除地域】

西海市 (江島・平島を除く) 佐世保市 (宇久地域を除く)

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

## 【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

くとるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報 [土砂災害] 】。がけの近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難指示などの情報に注意してください。

## 【補足情報】

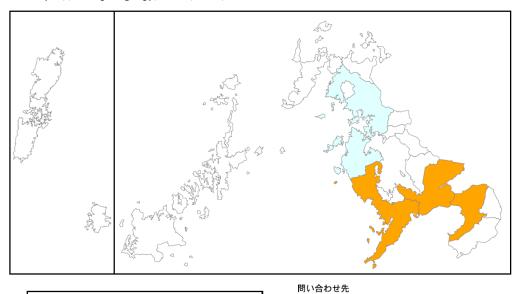
市町内で危険度が高まっている区域は、長崎県や気象庁のホームページでも確認できます。 長崎県「長崎県河川砂防情報システム(土砂災害危険度情報)」

http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/main/index.php

nlup.//www.kasen-sabo.prei.nagasaki.jp/nagasaki/main/inde. 気象庁「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/

警戒対象地域



095-811

095-820-4788(長崎県土木部砂防課) 095-811-4861(長崎地方気象台観測予報課)

図 土砂災害警戒情報(例)

警戒解除地域

## 第5項 土砂災害警戒情報の作成・発表作業の開始及び終了

土砂災害警戒情報の作成・発表作業の開始は、次項で示す警戒基準に達したときとする。なお、迅速かつ確実な作業の開始を図るため、長崎県と長崎地方気象台との相互間で、休日・夜間も含めて常時、確実な連絡窓口を構築するものとし、通常勤務時間帯に限らず休日・夜間等においても事前に降雨の推移や土砂災害に関する密接な情報共有等を行うものとする。また、必要に応じて連絡責任者の協議により作業開始に係る待機・準備の体制を構築するものとする。

土砂災害警戒情報の作業終了は、次項で示す警戒解除基準に従って長崎県内全域において警戒を解除する情報を発表したときとする。

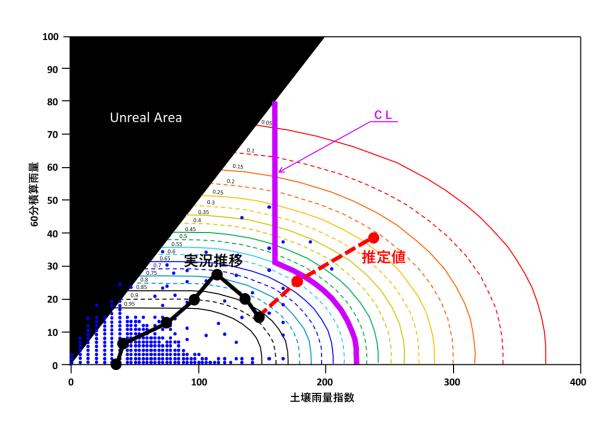
## 第6項 土砂災害発生危険基準線(危険降雨量)

土砂災害警戒情報の発表、解除基準である危険降雨量は、過去の降雨の状況及び土石流、急傾斜地の崩壊の発生状況等を総合的に勘案して長崎県が長崎地方気象台と連携して設定する。

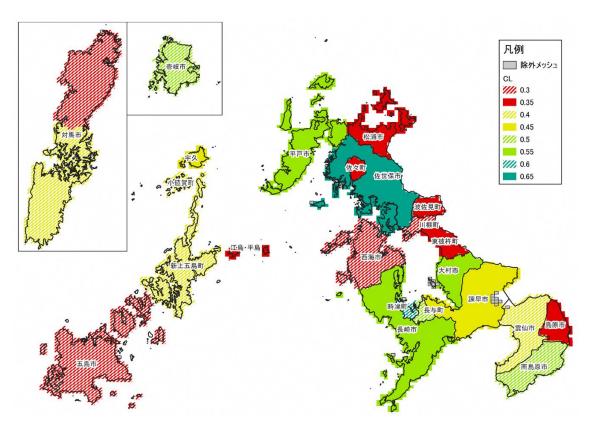
※ 2006 年 4 月~2021 年 3 月までの過去約 15 年間の降雨、土砂災害資料より、土砂 災害が発生していない一連降雨を抽出し、このデータを用いデータ補完手法の 1 つである RBF ネットワークを用い出力される等 RBFN 出力データ (0.05~0.95 までの 19 本) より 1 本を選定

危険降雨量とは、過去の降雨の状況及び土砂災害発生状況等を総合的に勘案して設定される基準であり、気象庁が土壌雨量指数を算定する格子(1 kmメッシュ)単位で設定され、危険度の判定には、長期雨量を評価する土壌雨量指数と短期降雨を評価する 60 分間積算雨量を用いる。

なお、危険降雨量については、長崎県と長崎地方気象台が検証作業を行い継続的な見直しに努めるものとする。



ある1メッシュにおける等 RBFN 出力値の例



対象地域別の等RBFN設定値

## 第7項 土砂災害警戒情報の発表、解除基準

#### 発表基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて危険降雨量に達したときとする。

なお地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、長崎県と長崎地方気象台は、基準の取り扱いについて協議するものとする。

## 解除基準

解除基準は、危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び危険降雨量を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、長崎県と長崎地方気象台が協議のうえ危険降雨量を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

## 第8項 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達にあたっては、伝達先に迅速かつ確実に伝達されるよう、長崎県(危機管理課及び砂防課)と長崎地方気象台は予め担当者を明確にした連絡体制を整備するなど、伝達先、伝達系統について十分に事前確認するとともに、着信確認を行う等、確実に土砂災害警戒情報を通知する。

また、報道機関等からの伝達についての協力を得る等、より多重的で確実な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

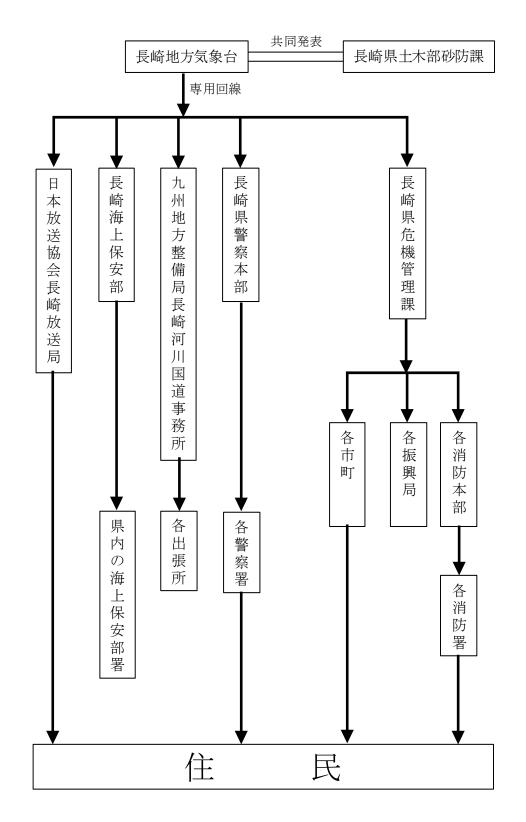
#### 伝達の概要

・ 土砂災害警戒情報を発表した場合、長崎地方気象台は気象業務法に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関へ土砂災害警戒情報を専用通信施設等により伝達する。 また、長崎県土木部砂防課は、必要な機関へ伝達するものとする。

## 長崎地方気象台から土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
長崎県危機管理課	専用回線	長崎地方気象台
日本放送協会長崎放送局	専用回線	長崎地方気象台
九州地方整備局長崎河川国道事務所	専用回線	長崎地方気象台
長崎県警察本部	専用回線	長崎地方気象台
長崎海上保安部	専用回線	長崎地方気象台

- ・ 長崎県危機管理課は長崎県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機 関及び市町等へ土砂災害警戒情報を防災行政無線又は有線通信を利用し伝達する。 また砂防課は、市町に対し発令されている情報の周知及び補足情報等の配信を行 う。
- ・ 市町は、市町地域防災計画に土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めるとともに、市町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。また、長崎県は、あらかじめ市町から住民等への周知の方法を確認しておくものとする
- その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。



土砂災害警戒情報の伝達系統図

## 第9項 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、以下の点に留意しなければならない。

- ・土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し 発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や 地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあ たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないと いうこと、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深 層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意すること。
  - ・ 土砂災害警戒情報の基準の設定は、土壌水分量が一定以上となり、一連の 降雨のピーク付近で、ある一定の範囲で発生する急傾斜地の崩壊や土石流 が発生した際のデータ等に基づいて行うこととなっていることから、降雨 に関係なく発生する散発的な急傾斜地の崩壊については発表対象とするも のではないことに留意する
- ・ 市町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、 個別の渓流・斜面の状況や気象状況、長崎県河川砂防情報システム(ナックス) の雨量データ及び雨量状況による危険度を示す土砂災害危険度情報(スネーク曲 線)の各段階状況(第1段階~第4段階)も合わせて総合的に判断すること
- ・ 土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難指示等の解除に当たっては、斜面や渓流の現地状況を確認し、総合的に判断するものとする。

## 第10項 地震発生時の暫定基準

#### 暫定基準を設定する事象

次の事象が発生した場合、長崎県と長崎地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報 の暫定基準を速やかに設定することとする。

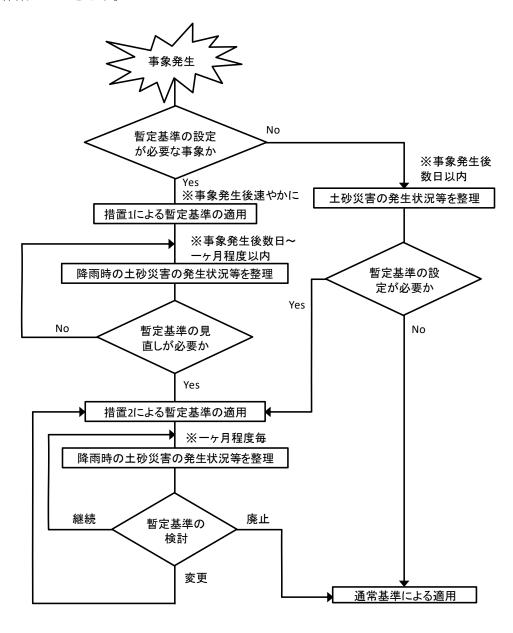
- ・ 震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象(土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等)が発生した場合
- ・ ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合や、周辺に住家がないなど被害が発生しないと判断できる場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

## 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町等の発表単位の一部地域のみ(島嶼部など)の場合は、市町等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

## 暫定基準の設定手順

暫定基準については、地震等発生後に速やかに実施する措置(以下「措置1」という。)と被害状況の把握等を行ってから執るべき措置(以下「措置2」という。)に 設定手順を分け、それぞれ設定方法を定めることとする。以下に暫定基準設定に係る 作業フローを示す。



なお、火山活動によって火山噴出物が大量に供給される場合などは、①極端に小さな短時間雨量によって土石流等が発生し得ること、②降灰や流出によって堆積厚さが変化し、土石流等の発生雨量・範囲が変化する可能性があること、といった特徴があるため、以下の手順によらず類似の事象における事例等を参考にして、長崎県および長崎地方気象台が調整し被害状況を把握した上で、十分な安全性を確保できる基準および適応範囲を設定することとする。

## ア「措置1」:地震など発生後に速やかに実施する措置

発生した事象が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定するべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

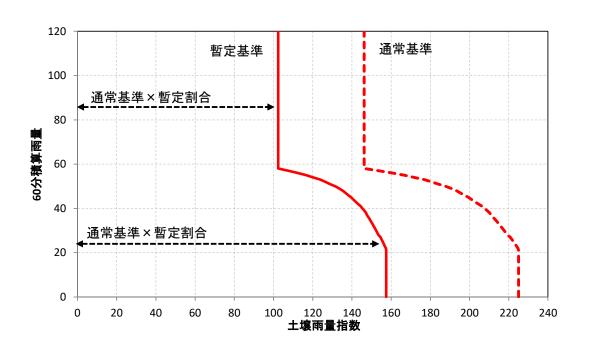
#### ① 適用する暫定基準

地震発生の場合は、原則として以下に示す暫定基準案を暫定基準とする。その他 事象の場合は、長崎県と長崎地方気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設 定する。

地震時の暫定基準

状況	暫定割合(通常基	暫定割合(通常基準に乗じる割合)						
	地	地震						
種別	震度 5 強の地域	震度 6 弱≦の地域						
	8割※	7割※						

※通常基準の土壌雨量指数に乗じる割合



## ② 適用区域

以下の条件を満たした発表対象地域に対して暫定基準を適用する。

- ・ 地震発生の場合には、震度5強以上が観測された発表対象地域を対象とする。
- ・ その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある発表対象 地域を対象とする。

## ③ 暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限り その範囲を明示する。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への 周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定 する。

## **イ 「措置2」**:被害状況等の把握を行ってから執るべき措置

措置1により暫定基準を設定した後、被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結 果や応急復旧対策等の状況を把握し、かつ、降雨等による土砂災害の発生状況を勘 案して、暫定基準の見直しが必要となった場合には、長崎県と長崎地方気象台が協 議し、必要に応じて新たな暫定基準の設定をおこなう。

なお、発生した事象が暫定基準の設定対象ではないが、被害状況等により暫定基準の設定が必要と判断される場合には、暫定基準の設定等必要な措置を講ずるものとする。

#### ① 適用する暫定基準

事象発生後の降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して暫定基準の見直し を行う場合には、地盤や地形の変化等を考慮して設定する。この見直しは出水期 や台風期等の時期も踏まえつつ、定期的(一ヶ月程度毎)に実施する。

なお、暫定基準の設定対象ではないが、事象発生後数日以内に明らかとなった被害状況から新たに暫定基準の設定を行う場合は、被害の様相や範囲等を勘案して、長崎県と長崎地方気象台が協議の上、暫定基準を設定・適用する。

被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応急復旧対策等の状況、および降雨等による土砂災害の発生状況等により、暫定基準を適用する必要がなくなったと判断される場合は、大雨警報の暫定基準の運用との整合に留意しつつ、暫定基準の廃止を速やかに検討するものとする。

#### ② 適用区域

事象発生以降の被害状況や降雨等による土砂災害の発生状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果なども勘案し適用区域を設定する。

## ③ 暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限り その範囲を明示する。 暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への 周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定 する。

## 第2節 土砂災害緊急情報

#### 第1項 目的

大規模な土砂災害(地すべり、火山噴火に起因する土石流、河道閉塞に伴う土砂災害)が急迫している状況において、市町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

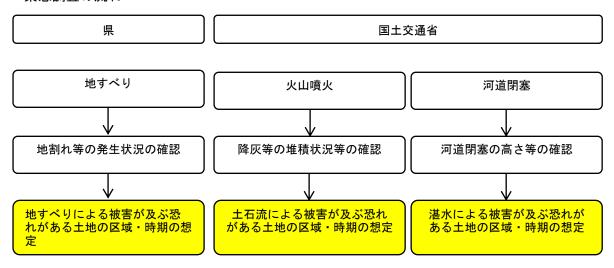
## 第2項 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な	は土砂災害の急迫した危険が予想される状況	緊急調査				
項目	項目					
地すべり	<ul><li>・地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合</li><li>・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合</li></ul>	県				
火山噴火に起因 する土石流	<ul> <li>河川勾配が 10 度以上である区域の概ね 5 割以上に 1 cm以上の降灰等が堆積した場合</li> <li>概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合</li> </ul>	国土交通省				
河道閉塞による 湛水を発生原因 とする土石流	・ 河道閉塞の高さが概ね 20m 以上ある場合 ・ 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省				

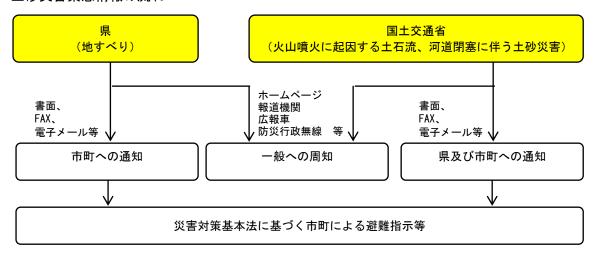
#### 緊急調査の流れ



## 第3項 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

## 土砂災害緊急情報の流れ



## 第6章 土砂災害における適切な避難計画と周知

市町は、豪雨時等、土砂災害の恐れがあるときに、適切な避難誘導を図ることにより土砂災害の被害から住民の生命を保全できるよう、以降に示す土砂災害警戒区域等を対象とした避難計画を策定しておき、これを市町地域防災計画に掲載するとともに、混乱なく、迅速な避難が可能となるよう、関係住民に対する周知に努める必要がある。

## 第1節 避難計画の対象となる土砂災害危険箇所等

- 土砂災害警戒区域等
- 土石流危険渓流
- •急傾斜地崩壊危険箇所
- •山腹崩壊危険箇所
- ·崩壊土砂流出危険箇所
- ・地すべり危険箇所及び地すべり危険地区

なお、これらの土砂災害危険箇所等については、その位置等についても市町地域防災 基本計画に記載し、危険な地域であることが周知されるよう図るものとする。

## 第2節 避難計画に関する事項

- ・土砂災害の被害を受ける恐れのある該当地区の位置
- •世帯数、人口、棟数
- 情報の収集及び受信
- 避難指示等の発令時期
- ・避難指示等の伝達担当者、および伝達先
- 伝達手段
- ・避難指示等の伝達所要時間
- •避難誘導者、避難経路、避難場所等

#### 第3節 関係住民が日常から準備しておくべき事項

- 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
- ・自分の住んでいる周りの裏山、崖、渓流等の危険箇所等を把握しておく。
- ・自宅には、雨量が計測できる器具等を工夫して設置し、常に降雨状況の推移が判 るよう準備しておく。また、雨量観測値が理解できるようにする。
- ・避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

## 第4節 観光者に対する配慮

観光地を持つ市町は、観光者等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館等の関係者に周知徹底を図る。また、旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導で

きるよう防災教育を行う。

## 第5節 土砂災害からの円滑かつ安全な避難

住民は、行政が提供する情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、土砂災害の特質、その前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、一人一人のかけがえのない生命及び身体を守るため、各人も土砂災害への備えを自主的に行い、適時・適切な警戒避難行動をとるなど、的確な判断及び行動が求められる。特に、身近に要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努めることが必要である。避難行動には、指定緊急避難場所や安全な場所への移動する避難行動(立ち退き避難)と屋内に留まり安全を確保する避難行動(屋内安全確保)とがあるが、土砂災害における避難は立ち退き避難を基本とする。

木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、避難指示等が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域内では屋内安全確保とはせず、早めの立ち退き避難を行う必要がある。一方で、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合には、屋内安全確保も考えられる。

## 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民に求める行動		
高齢者等避難	・危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保)する		
(警戒レベル3)			
避難指示	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する		
(警戒レベル4)			
緊急安全確保	・命の危険 直ちに安全確保!		
(警戒レベル5)			

## 立ち退き避難が必要な住民(居住する建物別の避難行動)

	土砂災害警戒区域内	土砂災害特別警戒区域内
木造家屋に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
土砂災害に対して十分な耐力を 有する鉄筋コンクリート造等の 建物(崩壊土砂の衝撃を受ける高	立ち退き避難	立ち退き避難
さよりも下階)に居住する住民		
土砂災害に対して十分な耐力を	立ち退き避難	立ち退き避難
有する鉄筋コンクリート造等の	または	または
建物(崩壊土砂の衝撃を受ける高	屋内安全確保	屋内安全確保
さよりも上階) に居住する住民	※立ち退き避難が原則	※立ち退き避難が原則

## 第1項 避難行動要支援者への行動支援

市町長は、当該市町に居住する要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)については、避難の支援、安否の確認など必要な措置を実施するため、名簿(避難行動要支援者名簿)を作成しておかなければならない。

なお、名簿には、「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所又は居所」、「電話番号その他の連絡先」、「避難支援等を必要とする事由」、「避難支援等の実施に関し市町長が必要と認める事項」について記載し、避難行動要支援者本人からの同意が得られた場合は、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するものとする。

## 第2項 学校等の避難対策

## 避難誘導

引率者は、校長の指示を適確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ 定められた避難順序に従って正しく誘導する。

## 移送

町又は集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

#### 第3項 病院・社会福祉施設の避難対策

## 避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区別し独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重症者、避難行動要支援者を優先し要配慮者に配慮して誘導する。

#### 移送

病院・社会福祉施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。施設職員等のみでは移送の実施が困難な場合は、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導体制を整備しておく。

#### 避難場所等の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

#### 第6節 避難に際しての留意事項

#### 第1項 避難の準備

市町より避難の指示等が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

- 火気、危険物等の始末を完全に行う。
- 最小限の着替、ラジオ、照明具、食糧、水等を携行する。
- ・ 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品および避難後調達できるものは除外する。

#### 第2項 避難者の誘導

避難誘導に当たるもの(以下「誘導員」という。)は、下記の点に留意し、避難者を 安全に避難させる。

- ・ 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際し予め 関係住民に伝達する。
- ・ 特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防署職員、消防団員等の 誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- 誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- ・ 避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送 中の安全については、十分に配慮する。
- 老幼者、病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。
- ・ 住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市 町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援 の方法を定めておく。

#### 第3項 その他の留意事項

- 避難は明るいうちに行われることが望ましい。
- ・ 避難は、降雨量や地区の状況等をもとに、なるべく早く行われることが望ま しい。
- 安全な避難場所へ避難して、誘導員の指示に従う。
- ・ 市町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置 等を事前に定めるよう努める。

## 第4項 避難後の措置

- 誘導員は、市町長等より避難指示等の解除が発令されるまで避難者を避難場所に留めるよう努める。
- ・ 市町は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立ち入りを防ぐ等、 必要な措置を講じる。
- ・ 市町は、一般の避難所に避難した該当する要援護者を速やかに把握し、福祉 避難所に移送するものとする。

## 第7節 自主判断による避難

市町は、停電、機器の故障のため市町と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ・渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ・降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合(上流に 崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため)
- ・渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・ 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出 はじめた場合

#### 第8節 避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

- ・周辺より比較的高い建物 (鉄筋コンクリート等の堅固な構造物) の二階以上に避難することを心がける。
- ・他の危険箇所への避難はさける。(地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等)
- ・渓流を渡り対岸に避難することはさける。
- ・渓流に直角方向に、できるかぎり渓流から離れる。

## 第7章 土砂災害における適切な避難場所および避難路の選定、周知 第1節 避難場所

市町は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所としてあらかじめ指定する必要がある。

## 第1項 指定緊急避難場所の選定

市町が選定する土砂災害に対する避難場所は、以下の条件を満足していなければならない。

- ・土石流等の土砂災害を受ける恐れのない場所であること。土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定区域のほか長崎県が公表している土石流・地すべり・急傾斜地崩壊の危険箇所およびその被害想定区域が参考となる。土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域以外の場所であること。
- ・洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。防災関係機関により公表 された浸水実績図などが参考となる。

また、市町が選定する避難場所は、以下の条件を満足していることが望ましい。

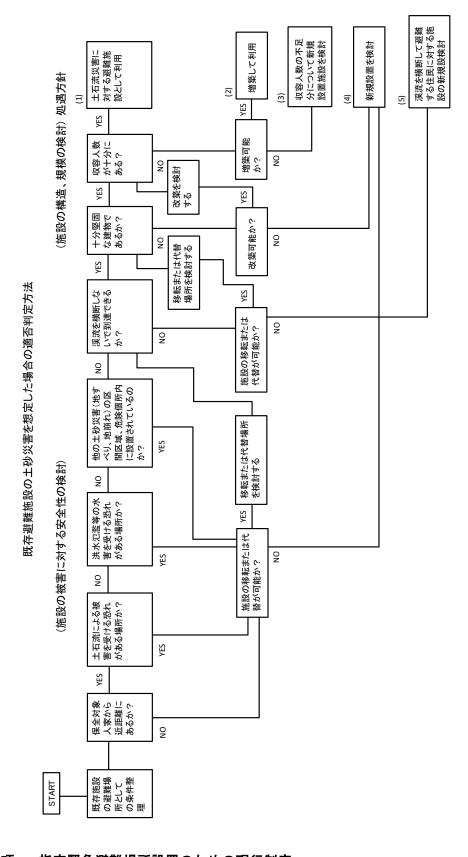
- ・土砂災害危険箇所周辺の保全対象人家や要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等) の住居から、できる限り近距離にあること。
- ・土石流危険渓流周辺の要配慮者を含む住民が避難に際し、危険渓流を横断して対 岸に渡ることなく到達できる場所であること。
- ・収容人員が十分にあること。
- 鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、二階建以上が望ましい。

#### 第2項 指定緊急避難場所の周知

市町は、選定した指定緊急避難場所を市町地域防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

#### 第3項 既存避難施設を土砂災害に対する指定緊急避難場所として利用する場合の適否

市町は、既存避難施設(小中学校、公民館、集会所等)が土砂災害に対する指定緊急 避難場所としての利用が可能かどうかの適否を調査し、可能と判定されれば現状の形 態もしくは施設の改良を施して利用する。既存避難施設の土砂災害を想定した場合の 適否判定方法を次頁に示す。



## 第4項 指定緊急避難場所設置のための現行制度

土砂災害を対象とした指定緊急避難場所として利用できる施設を設置するために適 用可能な現行制度を提示した(参考資料参照)。

## 第2節 避難路の選定および周知

## 第1項 避難路の選定

市町は、避難場所までの避難路を選定するにあたり、下記の事項に留意する。

- ①次の様な危険区域及び危険箇所の通過を避ける。
  - ・ 急傾斜地崩壊危険区域および急傾斜地崩壊危険箇所(がけ高5m以上、傾斜角度30°以上の傾斜をもつ斜面は、がけ崩れの危険性が高いと言われている)
  - 土石流の発生により災害を受ける恐れのある区域
  - 地すべり危険区域および地すべり危険箇所
  - 土砂災害警戒区域
  - 河川の氾濫等による浸水の想定される区域(防災関係機関により公表された 浸水実績図などを参考とする)
  - ・ 高潮等により被害を被る恐れのある区域
- ② 避難路を選定して、状況に応じた利用を考える。

## 第2項 避難路の周知

市町は、選定した避難路を市町地域防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

#### 第3項 避難路の維持

市町は、選定した避難路には誘導標識、誘導灯等を設けてその維持に努める。

## 第8章 避難指示等の判断・伝達

#### 第1節 避難指示等の対象となる建物・人

大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等は、一部地域を除き市町村単位で発表され、避難指示等は一定の地域からなる発表単位毎に発令されることが多いが、避難が必要な建物は、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性がある区域の建物である。

なお、事前に、区域内の世帯数、人口、建物棟数については把握しておく必要がある。

## 第2節 避難指示等の発令単位

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難指示等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域(状況に応じてその周辺区域も含めて)に避難指示等の発令を検討する必要がある。

発令単位は、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ区分等の判断情報の入手性 とともに、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会 的状況等を考慮して定めることが必要である。

## 第3節 避難指示等を判断する情報および収集方法

#### 第1項 防災気象情報

急傾斜地の崩壊や土石流が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示発令は土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

また、市町長が避難指示等の発令を行う対象地域を特定し、さらに災害を未然に防止できる適切なタイミングで避難指示等の発令を行えるよう、長崎県と長崎地方気象台は、土砂災害警戒情報を補足する情報として、メッシュ単位の土砂災害危険度判定結果など市町内における危険度の地域差と広がりが分かる詳細な分布図や土砂災害発生の危険度の推移が分かるスネーク曲線等を長崎県河川砂防情報システム(ナックス)を通じ提供する。

その他、関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報(土砂災害)、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報(土砂災害)があるが、これらの防災気象情報についても、 平成 17 年 4 月 1 日から運用を開始している長崎県河川砂防情報システム(ナックス) により入手することが可能である。

なお、地すべり、火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難指示等の判断・伝達を行う (深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難である)。

## 第2項 災害発生の危険性を分析・判断する際の助言

市町は、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や県等に助言を求めることができるため、災害発生の危険性が高まった場合などには、躊躇することなく助言を求めることは非常に有効である。

## 第4節 避難指示等の発令判断基準設定の考え方

#### 第1項 高齢者等避難

高齢者等避難の発令基準設定の考え方を以下に示す。

なお、以下の内容については全てを判断基準とすることが必須ではなく、市町の実情 等に応じて取捨選択する必要がある。

## (発令基準の例)

- ・大雨警報(土砂災害) (警戒レベル3相当情報[土砂災害]) が発表され、かつ、 土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害]) と なった場合
- ・ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)

## 第2項 避難指示

避難指示の発令基準設定の考え方を以下に示す。

なお、以下の内容については全てを判断基準とすることが必須ではなく、市町の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

#### (発令基準の例)

- ・ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) が発表された場合
- ・ 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂 災害]) となった場合
- ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、 夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
- ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退 き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避 難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
- ・ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合

#### 第3項 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に避難が必要な状況が夜間や早朝になった場合でも、躊躇することなく避難指示等は発令するものとする。

## 第4項 避難指示等の解除の考え方

避難指示等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の 判断を行う必要がある。

なお、市町は、避難指示等の解除に際し、判断が難しい場合などについては、国や県 に助言を求めることができる。

## 第5節 土砂災害の発生が予想される際の体制

土砂災害の発生が想定される際の市町における防災体制の設置、気象状況を踏まえた体制の移行に関する標準的な目安を記す。これらは、市町の規模、発生する可能性のある災害の種類や頻度等によって異なるが、段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を検討する必要がある。体制の呼称は、それぞれの市町の地域防災計画によって異なるが、段階設定の例を示す。

以下、要員の配置は、夜間や休日における一般的な例示である。

#### (段階設定の例)

報の把握に努める。

- ① 第1次防災体制(災害準備体制)防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情
  - 大雨注意報が発表された場合
- ② 第2次防災体制(災害注意体制): 高齢者等避難を発令するかどうかの段階 管理職を配置し、高齢者等避難の発令を判断する体制とする。 防災気象情報等を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。
  - ・ 管内の雨量観測所の累積雨量が○○mm を超えた場合
- ③ 第3次防災体制(災害警戒本部設置): 高齢者等避難を発令した段階 首長あるいは首長代理が登庁し、避難指示の発令を判断できる体制とする。 専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。

要配慮者用の指定緊急避難場所の受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。

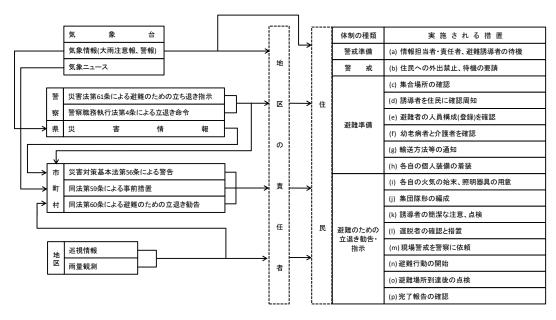
- ・ 大雨警報が発表された場合
- ④ 第4次防災体制(災害対策本部設置): 避難指示を発令した段階 あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。
  - 土砂災害警戒情報が発表された場合
  - ※ 災害が切迫・発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

## 第6節 情報の伝達方法

市町は、収集した情報を伝達するため、防災行政無線(個別受信機を含む。)、有線放送、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行うものとする。ただし、市町の所有、管理する伝達機器並びにその稼動に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意する。

また、発表された土砂災害警戒情報や収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する現象情報を関係住民等に円滑に伝達出来るようその施設の整備を図るとともに、特に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所など危険区域周辺における雨量情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。

#### 警戒避難に関する情報伝達の一例



## 第9章 防災知識の普及及び防災活動の実施

市町は、土砂災害の危険箇所周辺の関係住民に対する防災知識の普及計画を出水期前(梅雨期前、台風期前)または全国的に実施される土砂災害防止月間、がけ崩れ防災週間等を考慮して実施する。また、日常から、関係住民に対する防災知識の普及に努める。

#### 第1節 防災知識の普及

#### 第1項 一般住民を対象とした防災知識の普及

市町はおおむね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。

- 市町が発行する広報紙や印刷物(ハザードマップ、チラシ、パンフレット)、インターネット等の利用。なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知。(ハザードマップの作成例を以降に示す)。
- 市町による講演会、講習会、見学会等の開催。
- 有線放送の利用。
- 市町による土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所である旨の現地表示の実施。
- 市町による広報車の巡回。

#### 第2項 児童を対象とした防災知識の普及

市町は、児童を対象として下記の活動を行う。

- 児童生徒の感想文あるいはポスターの募集、ならびに優秀作品の一般公開。
- 市町教育委員会に諮り、副読本等の教材を作成する。
- 児童の避難訓練。

#### 第3項 意識高揚のための事業等の実施

- 防災に関する演習の実施。
- 十砂災害防止に功労のあった人の表彰。

#### 第2節 防災業務に服務する市町防災関係職員に対する周知徹底

市町は、市町防災関係職員を対象として研修等を実施することにより、土石流危険渓 流等の危険箇所および避難方法等、市町地域防災計画に記載された内容ならびに土石流 等に関する防災知識について周知徹底を計らなければならない。

#### 第3節 防災訓練

土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に対する住民等の

関心、理解及び危機意識の向上を図る必要があり、長崎県と市町は協力して土砂災害に対して住民等を啓発するため、ハザードマップを防災訓練や学校などでの防災教育に活用し、実践的な防災訓練、防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努めるものとする。

また、避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するなど実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

#### 第1項 土砂災害に対する防災訓練の目的

市町が実施する防災訓練の目的はおおよそ次の通りである。

- 土砂災害に対する市町の防災体制づくりの推進を図る。
- 土砂災害に対する関係住民の自主防災意識の高揚を図る。
- ・ 関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に警戒避難を行うべき状況について的確に判断できるようにする。
- ・ 関係住民自らが土砂災害発生の恐れのある異常気象時に的確な行動がとれる ようにする。

#### 第2項 訓練参加機関

市町が実施する土砂災害を想定した防災訓練には、市町防災担当機関、消防団、警察署、NTT、電力株式会社、その他関係機関が参加することが望ましい。

#### 第3項 想定する気象

市町は、梅雨前線や台風による大雨を想定して訓練を実施する。

#### 第4項 防災訓練の内容

市町が実施する防災訓練は、土砂災害を想定して、次の内容について行うものとする。

① 土砂災害の発生を予想する訓練

市町防災担当者は、土砂災害警戒情報を補足する情報の利用、雨量状況、土砂災害危険区域の状況等から、土砂災害の発生を予想する。また、土砂災害危険区域周辺の状況等を関係住民より伝達入手する訓練

② 十砂災害危険区域に対する巡視訓練

市町防災担当者および地元住民が、異常な状況の早期発見のため、土砂災害 危険区域を巡視する訓練

#### ③ 情報伝達訓練

①および②によりがけ崩れや土石流の発生の恐れがあることを想定し、関係

住民に対し、市町防災担当者が、予報、警報及び避難の指示の伝達を行う訓練

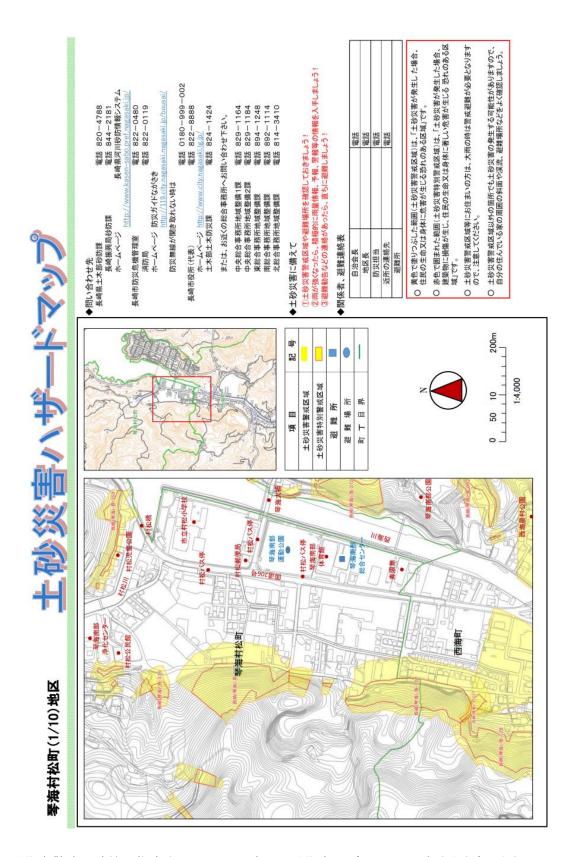
## ④ 災害対策本部の設置訓練

災害対策本部を設置し、降雨状況の把握、土砂災害発生状況、被害状況等について市町防災担当者が関係機関に対し伝達をする訓練

### ⑤ 避難訓練

関係住民が安全に避難出来るよう、市町防災担当者が関係住民に対し避難誘導を実施し、避難場所の開設、救出救護訓練を実施する訓練

- ⑥ 関係住民が受けることが望ましいと考えられる訓練
  - 非常用品等の点検
  - 降雨状況の確認と市町防災担当者への伝達
  - 土砂災害危険区域の状況確認と市町防災担当者への伝達
  - 避難方法の確認
  - ・ 避難路、避難場所の確認
  - 市町防災担当者、消防団員等の誘導による避難
  - 要配慮者施設における要配慮者の避難
  - ・ 在宅の要配慮者の避難
  - ・ 避難の声かけ、安全の確認



土砂災害警戒区域等が指定されている区域の土砂災害ハザードマップ(長崎市の例)

## 第10章 土砂災害予防計画

## 第1節 予防計画のあらまし

## 第1項 砂防事業(砂防課)

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

本県は地質的に、また地形的に土石流発生の危険度が高く、又、近年局地的異常豪雨が多発する傾向もあって、砂防事業が積極果敢に推進されてきたところである。

一方、火砕流、土石流等により甚大な被害をもたらした雲仙普賢岳の火山活動は、現在では休息状態を保っているものの約1.7億m3と推定される火山噴出物は今もなお不安定な状況で堆積しており、早期復興へ向けて急ピッチで国直轄事業における砂防堰堤、導流提等の砂防工事が行われ、令和2年度末をもって事業概成したところである。

土石流危険渓流を砂防工事によって治めるためには、発生源から渓流の出口や土石流が停止する地点までの区間で、堰堤工、遊砂地工、渓流保全工、床固工等といった対策工事を実施する必要があるが、本県の場合、災害関連事業等で土石流対策が実施されてきたものの、その整備率は全国平均を大きく下回っている現状にあり、今後更に、通常砂防事業、火山砂防事業を積極的に進めていく必要がある。

また、今後もハード面の施設による土砂災害予防を進めると共に長崎県河川砂防情報システム(ナックス)による防災関連情報の提供をはじめとするソフト面の対策の充実を図り、地域住民の警戒体制や避難誘導体制等の確立を図る。

## 第2項 治山事業(森林整備室)

本県は地質的にも、また地形的にも不安定な傾斜地が多く、近年集中豪雨等に伴い、山腹斜面崩壊等による災害が各地において発生し、人命、財産に極めて重大な被害を及ぼしている。そのため、危険地区を調査した結果に基づき、各市町に対し、当該市町の区域に係る山地災害危険地を市町村防災計画に掲載するとともに、ホームページでの公開や標識等により地域住民の周知を図ることとしている。また、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

なお、災害発生の危険性の高い地区については、治山施設の整備を森林整備保全事業 計画に基づいて、順次計画的に進める。

## 第3項 地すべり対策事業(砂防課、農村整備課、森林整備室)

地すべり対策事業は、地すべり等防止法に基づき国土交通省、林野庁、農水省の補助 事業として防止事業を進めている。地すべり対策は地質調査、観測が不可欠であり、 対策事業は長期にわたることが多い。対策工法としては、抑制工(地表水排除工、地下水排除工、排土工、押え盛土工等)と抑止工(杭工、アンカー工等)を実施している。

## 第4項 急傾斜地崩壊対策事業(砂防課)

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

急傾斜地の崩壊は、極めて突発的であり、住民及び人家に直接被害を与えるため、対策事業の早期着手と完成が求められている。しかしながら本県の急傾斜地危険箇所は非常に多く、対策事業として県による国庫補助事業と市町による県費補助事業にて実施しているが事業の着手率は、まだ低い水準である。

今後ハード対策の一層の促進を図るとともに危険箇所の周知、警戒体制、避難誘導等のソフト対策を確立する必要がある。

#### 第5項 宅地造成対策(建築課)

平坦地の少ない長崎市、佐世保市においては、丘陵地、山麓地へと宅地開発が行われ、がけ崩れや土砂の流出等の災害の原因をなしていたため、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域を指定し、許可に係らしめることによって災害の未然防止を図っている。(昭和41年3月20日から適用)。

また、不良宅地の現地調査を行い、宅地造成等規制法の工事規制区域内においては、 宅地造成等規制法による必要な指導勧告等の措置を講じ、工事規制区域外においても、 建築基準法等による必要な指導勧告等の措置を講じる。

#### 第6項 土砂災害防止法の推進(砂防課)

この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中で著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規則に関する所要の措置を定めること等の土砂災害防止のための対策の推進を図ることを目的として、平成12年5月8日に公布され、平成13年4月1日から施行されることとなった。

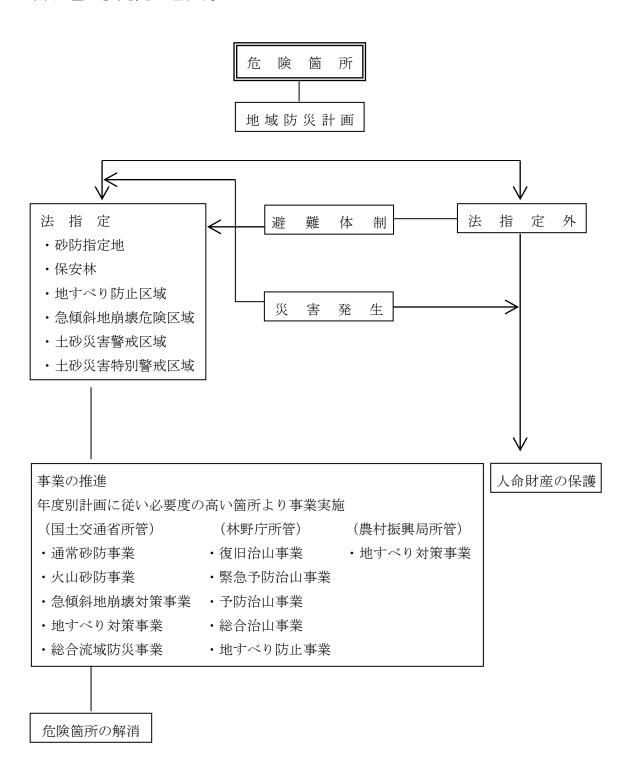
これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策 を講じていくことが可能となり、令和2年度末までに32,079箇所の警戒区域指定を実施 している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き 続き実施していく。

なお、基礎調査にあたっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち、過去に

土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど計画的な調査の実施に努める。また、基礎調査を実施するにあたっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町の関係部局との連携・協力体制を強化する。

## 第2節 土砂災害事業の事務処理

下表に基づき事務を処理する。



- 40 -

# 第1項 砂防事業・治山事業

砂防事業と治山事業の区分

	砂防	<b>万事業</b>		治[	山事業
一般	主な工法・	_ 砂防堰堤□ 渓流保全□		工法	【 治山ダムエ 山腹工
	砂防指定地		保安		
土 石 流	土石流危険渓流 砂防指定地		保安	災害危険地 林	
	扇状地	堆砂域		流掃域	道下
両者の調整		,	要調整		'
		砂防		治山	
		砂防・治山連	A調整会議	にて調整	

# 主な治山事業

		事業	事業内容
		復旧治山	山腹崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積を している渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災
		IN IH IH IH	まの防止、軽減を図る 山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などによ
	山地治山 事業	予防治山	山腹朋環厄陝地、はけ山移行地、侵食などにより
		水土保全治山	山土災害危険地の集中した地域や水土保全機 能に高度発揮が重要とされる地域における森 林整備、荒廃地の復旧等を総合的に実施する
_		保安林整備 (保安林改良、保育等)	保安林の機能を維持強化するための森林の整 備等を実施する
般治山	防災林 整備事業	保安林管理道整備	治山事業の計画のかつ効率的実施及び保安林 の適正な維持管理に資するため、保安林管理道 の開設・改良を実施する
事業	<b>正</b> 胂	防災林造成	風倒木、山火事等が発生し、機能が失われた森林及びその周辺の機能に低位な森林からの土砂の流出防止のため、簡易施設の整備、森林の造成、森林の整備を実施する
	水源地域等保安林	水源地域整備	水資源の確保上重要なダム等の上流の水源地域において水源の確保と国土の保全に資するため荒廃地の復旧整備、荒廃森林の整備を総合的実施する
	整備事業	共生保安林整備統合補助 (生活環境保全林整備、環 境防災林整備、自然景観保 全治山)	快適な生活環境、自然環境の保全・形成を図る ため、防災機能発揮が必要とされる地域におけ る森林の総合的整備を実施する
		山等事業(災害関連緊急治 急地すべり防止)	災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山 地又は地すべり地を当該発生年度に緊急に復 旧整備を実施する
林地	也崩壞防止事	業	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害に伴い、集落等に隣接する林地に崩壊が発生し、人命、財産等に直接危害を及ぼす恐れのある小規模崩壊地の復旧事業で、概ね3ヶ年間に市町村が施行主体とした実施する
地す	ナベり等防止:	事業	地すべり等による山地、農地、河川、公共施設 等の被害防止、軽減するために防止工事を行う

### 第2項 地すべり対策事業

#### 地すべり防止区域

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべり している区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、以下の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

	区 分	主務大臣	県所管部局
		(所管省庁)	(担当課)
ア	砂防法に基づく砂防指定地(これに準ず	国土交通大臣	土木部
	べき土地を含む)の存する地すべり地域	(国土交通省)	(砂防課)
イ	森林法に基づく保安林又は保安施設地 区 (これに準ずべき土地を含む)の存す る地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林部 (森林整備室)
ウ	ア及びイに該当しない地すべり地域の うち、土地改良法による土地改良事業施 行地域又は同事業計画の決定されてい る地域 (これに準ずべき土地を含む) の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農林部(農村整備課)
工	ア〜ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

#### 指定の手続

- 1 主務大臣が関係都道府県知事(住民)の意見を聞く。
- 2 関係主務大臣が相互に協議する。
- 3 官報に指定土地の範囲を告示する。

## 指定の基準

#### 面積基準

- ・ 市街化区域でない地域の地すべり地域にあっては、面積が5ha以上のもの。
- ・ 市街化区域(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあっては用途地域)の地すべり区域にあっては2ha以上のもの。

#### 一般基準

面積基準のほか、おおむね次の1以上に被害を及ぼすおそれがあること。

- 1 準用河川以上及びこれに準ずる規模の河川
- 2 鉄道、都道府県道(指定都市の市道を含む)以上の道路又は迂回路のない市町村道その他の公共施設のうち重要なもの
- 3 官公署、学校、病院等の公共施設のうち重要なもの

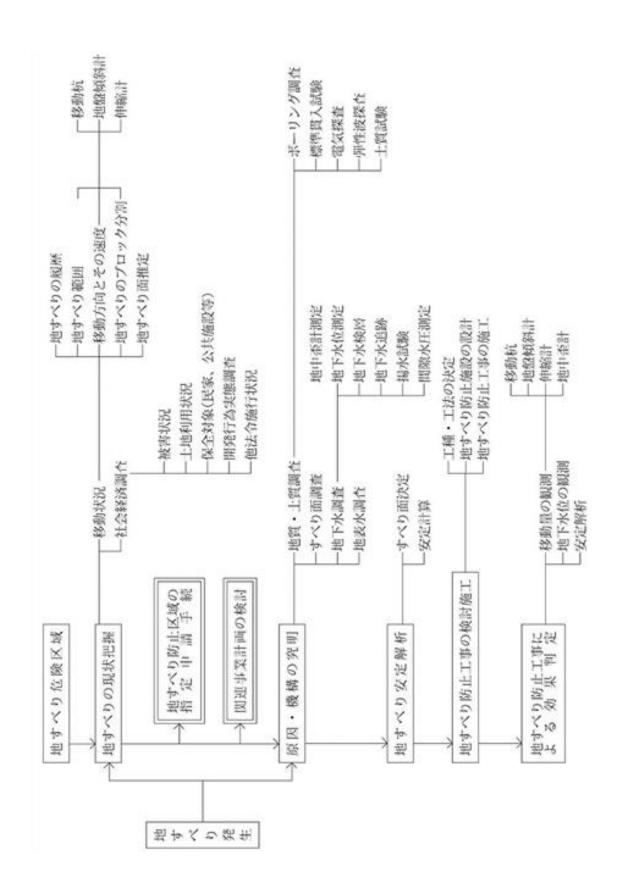
- 4 貯水量3万㎡以上のため池、関係面積100h a以上の用排水施設もしくは農道又は利用区域面積500h a以上の林道
- 5 人家10戸以上
- 6 農地10ha以上

### その他

1 家屋移転のため特に必要がある場合

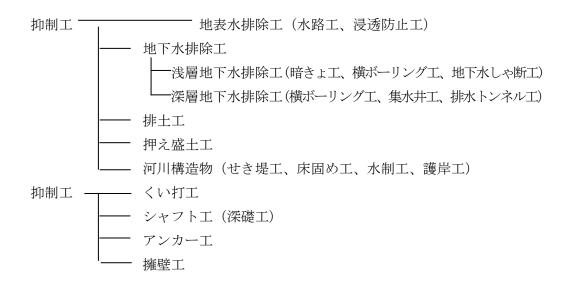
## 地すべり対策事業

地すべり対策として防止工事を行うまでは、下記のような手順を経ることとなる。



地すべりの発生原因とその仕組みを知り、抑制工の抑止工の工法(下図参照)を適切に組み合わせることによって、効果的に地すべりを抑える。

## 地すべり防止工法の種類



#### 代表的工法の説明

水 路 工……水路によって地域内の表流水や雨水をすみやかに集水して地域外に排除する。

横ボーリングエ……地中に設置したパイプによって比較的浅い位置の地下水 を排除する。

集 水 井 工……井戸とボーリング工によって深い位置の地下水を集中的 に排除する。

排 土 工……主として地すべり頭部の土塊を除去する。

押 え 盛 土 工……地すべり末端部に土砂を盛って抑える。

く い 打 工……杭を地すべり面より下部に届くように打込み、地すべり 面の抵抗を強める。

擁 壁 工……壁体構造物によって地すべり推力に抵抗させる。

## 第3項 急傾斜地崩壊対策事業

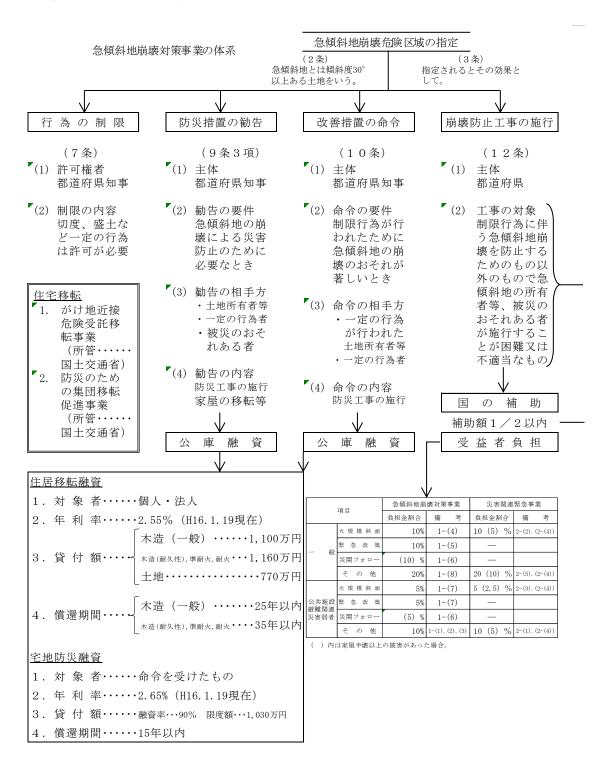


図-6 法律概要図

(1) 指定権者

都道府県知事

(2) 指定手続

関係市町村長の意見聴取

- (3) 区域の要件
- イ 崩壊により相当数の居住者等に危害が生 ずるおそれのある急傾斜地
- ロ 急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜 地の崩壊を助長するおそれのあるもの

#### 指定基準

次の各号のいずれにも該当するもの イ 急傾斜地の高さが5メートル以上の のも

ロ 急傾斜地の崩壊により危害が生じる おそれのある人家が5戸以上あるもの 又は5戸未満であっても官公署、学校、 病院、旅館等に危害を生ずるおそれの あるもの

#### 採択基準

事業費が7,000万円以上のもので、警戒避難体制に関する措置がなされて おり、次のすべての要件に該当するもの。

- (1) 急傾斜地の高さが 10 m以上であること。(ただし市町村地域防災計画 に位置づけられている避難路及び要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合 は、10 mを 5 mに読み替えるものとする。)
- (2) 移転適地がないこと。
- (3) 土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域が指定されていること。
- (4) 人家概ね10戸(公共的建物を含む)以上若しくは避難場所や災害対策本部を設置することが規定されている施設等、市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。

(注)	・・・・・は実施基準等
	・・・・・は関連施策
	(注)

## 急傾斜地に関する関係機関と住民との協議

• 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可関係



• 警戒避難関係



• 住宅移転補助



· 急傾斜地崩壊防止工事



・ 住宅移転や防災工事のための資金貸付



#### 2-3-3 急傾斜に対する住民の留意事項

危険な急傾斜地	防 災 措 置
・ 亀裂がある。	・がけの上や途中にある大木を切る。
・オーバーハングしている。	・がけに亀裂などがある場合は、ビニール等でおおい雨水がしみ
・ 勾配30度、高さ5m以上あ	込まないようにする。
る。	・不安定な土塊をとり去る。
<ul><li>表土があつい。</li></ul>	・がけの下部に崩れやすいところがあったら柵や石積みをする。
・ 割目がある。	・家庭排水、雨水を流すための水路を作る。
・浮石が多い。	・雨水ががけにあふれ出さないよう、水路の掃除をする。
・ 湧水がある。	・現在ある防止構造物に異常があったら修理をする。
・表流水が集中する。	

# 巻末資料

(長崎県における土砂災害危険箇所及び整備状況)

## 長崎県における土砂災害危険箇所

長崎県下の土砂災害、山地災害の危険箇所等について以降に示す。

#### 国土交通省所管

(箇所)

種別	I	П	Ш	計
区分				
土 石 流 危 険 渓 流	2, 785	2, 129	1, 282	6, 196
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 箇 所		3, 376	369	8, 866
地すべり危険箇所	§			1, 169
計	9, 075	5, 505	1,651	16, 231

※各危険箇所毎の詳細な状況については、別途、危険箇所一覧表、危険箇所図等参照のこと。

※上表中、「土石流危険渓流」において、「I」: 保全対象人家5戸以上等の渓流、「Ⅱ」: 保全対象人家1~4戸の渓流、

「Ⅲ」:保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流(平成15年公表)

上表中、「急傾斜地崩壊危険箇所」において、「I」: 保全対象人家5戸以上の箇所、「II」: 保全対象人家1~4戸の箇所、

「Ⅲ」:保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所(平成15年公表)。

上表中、「地すべり危険箇所」については、今般の発表に含まれないことから、平成11年公表データを掲載した。従って「~」の分類に相当するデータがない。

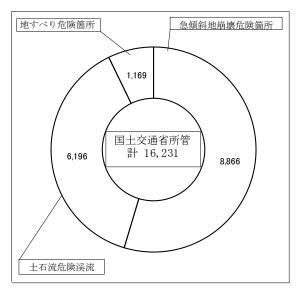
#### 林野庁所管

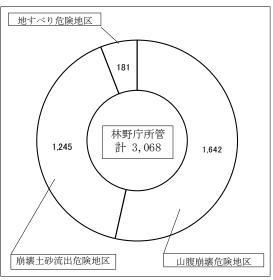
(地区)

				(202)
ランク区分	A A	В	С	計
山腹崩壊危険地	1,017	363	262	1, 642
崩壊土砂流出危険地区	545	489	211	1, 245
地すべり危険地区	133	28	20	181
計	1, 695	880	493	3, 068

※平成29年度末現在

※上表中、ランク「A」、「B」、「C」は、被災危険度(人家戸数、公共施設道路等)と荒廃危険度(大中小)の組み合わせにより判定。





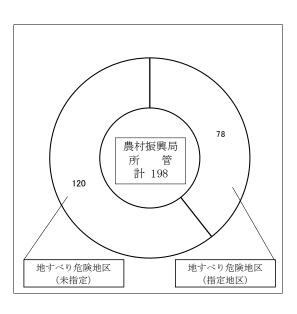
農村振興局所管

(地区)

				(地区)
危険度 区分	A	В	С	計
地すべり危険地区(指定地区)	3	75	_	78
地すべり危険地区(未指定)	50	68	2	120
計	53	143	2	198

## ※令和2年4月時点

※地すべり危険地区(指定地区)、危険度 A:工事中 B:工事完了 C:移動休止 平成21年3月調査 ※地すべり危険地区(未指定)、危険度 A:高い B:やや高い C:注意を要する



 土
 石
 流
 危
 険
 箇
 所

 一危険渓流一覧表一

市	Ш		±	石	流	危	険	渓	流	( H1	5 :	年(	3	月	発	表	)				
,,,		· J		名			I				Π			Ш			計				
長	Щ	奇		तं	<u> </u>			61	17			186					855				
長	<u> </u>	<del>j</del>		Ħ	Ţ			7	70			20				9					
時	洹	<b>‡</b>		Ħ	Ţ			3	33			14				2		49			
長崎	振 興	局	管	内	計			72	20			220				57				997	
諫	与	1		Ħ	ī			13	39			87				69				295	
大	村市							2	21			25				18				64	
県 央	振 興	局	管	内	計			16	60			112				87				359	
佐	世	仴	Ę	Ħ	ī			42	29			306		11		846					
東	彼	栏	F	田	J			2	29			27				8				64	
ЛІ	析	Ŋ		田	I			2	27			49				4				80	
波	佐	見	L	田	I			7	71			66				9				146	
小	値	賀	1	田	I				1			2			0				3		
佐		7		田	I			3	32			34				29				95	
県北	振 興	局	管	内	計			58	39			484			1	61			1	,234	
平	F	5		Ħ		119 138			7			138			70				327		
松	浦市					83 72 31				2 31							186				
旧田平	田平土木事務所管内							20	)2			210			1	01				513	
西	淮	Ŧ		Ħ	ī			-	71			80				28				179	
旧大瀬	戸土木	管 内	計			-	71			80				28				179			

								土	石	流	危	険	渓	流	( H15	年	3	月	発	表	)						
	市		H	ıl.		名			I				Π			Ш			計								
Ē	3		J	亰		Ħ	Ħ			1	18			0			0				18						
雲	Ē.		11	Ц		Ħ	t			10	04			81			30		215								
南	<u> </u>	Ē	3 	Л	亰	Ħ	ħ			7	77			83			34		194								
島	原	振	興	局	管	内	計			19	99			164			64				427						
3	ī		Ē			Ħ	ħ			15	57			171			89				417						
五	島	振	興	局	管	内	計			15	57			171			89				417						
亲	f	上	Ξ	5	島	田	Ţ			36	63			330			178				871						
五息	島振	興 局	上王	i 島	支 所	管内	計			36	63			330			178				871						
킅	5		Щ	支		Ħ	ħ			51		51		51		51				97			46				194
壱	岐	振	興	局	管	内	計			Ę	51			97			46				194						
文	<del></del>		ļ	Ę		न	ħ			27	73			261			471			1	,005						
対	馬	振	興	局	管	内	計			27	73			261			471			1	,005						
長	Ę	峄	<b></b>	ĥ	果	Ē	†			2,78	35			2,129		1	,282			6	,196						

※ 平成15年3月公表

※ なお、上表中「土石流危険渓流」において、 「I」: 保全対象人家5戸以上の渓流

「Ⅱ」: 保全対象人家1~4戸以上の渓流

「皿」: 保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 箇 所 -危険箇所一覧表-

Ħ	ħ	E	<del></del>		名		急	傾	斜 地	崩	壊	危	険 箇	所	(	H1	5 -	年	3	月	発	表)		
			· _					I				Π				Ш					計			
長		ļ	崎		市	ī			1,28	9			303					35				1,627		
長		-	与		田	Ţ			12	1			97					3		22				
時		;	津		田	Г			7	3			59					4		136				
長嶋	奇 扔	長 興	局	管	内	計			1,48	3			459					42				1,984		
諫		_	早		市	ī			29	7			363					28				688		
大	村市				ī			2	6			105					8				139			
県・共	と 折	長興	局	管	内	計			32	3			468					36				827		
佐		世	俘	保市					1,06	5		679 126				126						1,870		
東		彼	柞	Ŧ	田	Γ			3	5			44					16				95		
JII		4	掤		田	ſ			4	3			43					5				91		
波		佐	Ę	₹	田	Ţ			10	3			95					0				198		
小		値	掌	Ę	田	Ţ			1	0			2	. 6						18				
佐			々		田	Ţ			5	4			26					58				138		
県は	上 拐	長興	局	管	内	計			1,31	0			889				2	11				2,410		
平		j	F		市	ī			18	0			160					10				350		
松	油 市				ī	137 100 24							261											
旧田	田平土木事務所管内記				計			31	7			260					34				611			
西	西 海 市					ī			29	1			271					8				570		
旧大	日大瀬戸土木事務所管内								29	1			271					8				570		

	市 町 名							急	傾	斜	地	崩	壊	危	険	笛	所	(	H15	左	¥ 3		発	表)			
	市		H	Ţ		名			I				П					Ш					計				
Ē	<u>.</u>		原	Ī.		र्न	ក	21								9					5		35				
雲	<u> </u>		11	Ц		Ħ	ī				136				11	6				1	16		268				
南	<u> </u>	Ĺ	1 0	Л	亰	Ħ	ī				120				14	7					9			276			
島	原	振	興	局	管	内	計				277				27	2				3	30			579			
Ŧ	ī		É	3		तं	ī				190				8	6					2			278			
五	島	振	興	局	管	内	計				190				8	6					2			278			
親	f	上	Ŧ	ī	島	B	1				300				23	4					2			536			
五点	島 振	興 局	上王	i島	支 所	管内	計	300					234								2			536			
壱	5		фj	支		र्न	ī				132				16	0					4			296			
壱	岐	振	興	局	管	内	計				132				16	0					4			296			
交	<del>†</del>		ļ	Ę		तं	ī	498 277 0				0						775									
対	馬	振	興	局	管	内	計				498				27	7					0			775			
長	Ę	崎 県 計								ļ	5,121				3,37	6				36	69			8,866			

※ 平成15年3月公表

※ なお、上表中「急傾斜地崩壊危険箇所」において、

「Ⅰ」:保全対象人家5戸以上の斜面

「Ⅱ」:保全対象人家1~4戸以上の斜面

「Ⅲ」:保全対象人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる斜面

## 地すべり危険箇所(国土交通省所管)

								116		.*	, ,	7-	r.	<i>h-h-</i>	=r	,	1144	<b>/</b> -	_	_	<i>5</i> %	<b>+</b>	
	市		Ħ	Ţ		名		地		_	り	厄	阪 B		肵	(	H11		3	月	発	表 計	)
									Α					•							Ē	il	
-	<b>長</b>		峭	<b>奇</b>		Ħ	<u> </u>				48				59				64				171
-	長		Ė	<del>-</del>		田	Ţ				0				0				4				4
F	诗		洋	<b>‡</b>		B	Ţ				0				3				5				8
長	崎	振	興	局	管	内	計				48				62		73					183	
Ī	諫		투	₽		Ħ	ī				1				7				58				66
;	大		木	<b>寸</b>		Ħ	ī				1				1				15				17
県	央	振	興	局	管	南 内 計					2				8				73				83
1	<u></u> 佐	Ħ	<u>±</u>	货	₹	市				;	37			1	03				98				238
J	東	征	皮	杜	Ŧ	田	J	1					5				3				9		
J			相	 明		B	J	2					2				4				8		
;	波	12	左	5	₹	田	Ţ				2				3				9				14
,	ıļ\	ſī	直	貨	<b>=</b>	田	Ţ				0				0				0				0
1	佐		٨	7		田	Ţ				1				8				4				13
県	北	振	興	局	管	内	計				43			1	21				118				282
3	平		F	=		Ħ	ī				17				35				121				173
1	松		淳	<b>#</b>		<del>1</del>	ī			;	34				18				43				95
旧	田平	±	木事	■ 務	所(	管内	計				51				53				164				268
Ī	西		淮	<del></del>		तं	ī				17				20				42				79
旧				計				17				20				42				79			

	市	町 名					地	す	ベ	IJ	危	険	筃	所	(	H11	年	3	月	発	表	)	
	111		,	4)		10			Α				Е	}			C	;			Ī	†	
島			Į,	亰		ř	5				0				0		0					0	
雲			1	Щ		Ħ	5				1				5		35					41	
南		島	<u>1</u>	J.	亰	Ħ	ī				2				18				21				41
島	原	振	興	局	管	内	計				3	23		56		56			82				
五		島		市					0				4				22				26		
五	島	振	興	局	管	内	計				0				4				22				26
新		上	3	£	島	Ш	1				2				7				10				19
五島	振	興 局	上丑	5 島	支 所	管内	計				2				7				10				19
壱			Щ	伎		Ħ	ī				5				10				38				53
壱	岐	振	興	局	管	内	計				5				10				38				53
対			ļ	馬		ř	5				0				3				91				94
対	馬	振	興	局	管	内	計				0				3				91				94
長		崎 県 計			†			1	71				311				687			1	,169		

<sup>※</sup> 平成11年3月公表

<sup>※</sup> なお、上表中「地すべり危険箇所」のランクは危険箇所毎に地すべりの兆候、地すべり地形、、 地形条件、地すべり履歴等をもとに地すべり状況を総合的に判定し、合計点数によりABCの 区分をしている。

A:合計点40点以上、B:合計点20点以上40点未満、C:合計点20点未満

表 11111111 \* 别  $\mathbb{H}$ 襚 书 型  $|\times|$ 型 囪 毛 删  $\cong$ 型  $\exists$ 

で外数	1 1		(13)	1, 149	(6)	602	(32)	342	(2)	481	(9)	418	92	(62)	3,068
は国有林で外数	M	111111111111111111111111111111111111111		33		108		32		5		3			181
	和	111111		5		12		3							20
)	危險	C													
	ر ا	В				11		6		5		3			28
	地中	А		28		85		20							133
	因	111111111111111111111111111111111111111	(10)	528		172	(31)	93	(1)	239	(1)	211	2	(43)	1,245
	出危險	С	(1)	72		13	(1)	35		43		48		(2)	211
	砂流	В		173		61		31		89		133	2		489
	崩壊土	А	(6)	283		86	(30)	27	(1)	107	(1)	30		(41)	545
	困区	111111111111111111111111111111111111111	(3)	588	(6)	322	(1)	217	(1)	237	(2)	204	74	(19)	1,642
	危険地	С		63	(3)	26		28	(1)	44	(2)	23	48	(9)	262
	崩壊	В		138	(3)	62		39		57	(3)	57	10	(9)	363
	山復	A	(3)	387	(3)	234	(1)	120		136		124	16	(2)	1,017
	X	地方機関名	=		÷		自		i i		<b>里</b>		'n Ŗ	- <del>1</del>	_

平成29年度末現在 上表中、ランク「A」、「B」、「C」は、被災危険度(人家戸数、公共施設道路等)と荒廃危険度(大中小)の組み合わせにより判定 \* \*

## 山地災害危険地区市町別集計表

平成29年度末現在

市町名	玉	] 有	Ī ,	林	瓦	1. 有	i 7	床		<b>1</b>	†	
	山復崩壊	流 場 土 砂	地すべり	計	山復崩壊	流 壊土 砂	地すべり	計	山復崩壊	流 壊土 出砂	地すべり	計
長崎市					237	226	7	470	237	226	7	470
佐世保市	7			7	177	93	50	320	184	93	50	327
島原市	1	16		17	11	13		24	12	29		41
諫早市					98	103	4	205	98	103	4	205
大村市	3	10		13	45	47		92	48	57		105
平戸市	2			2	81	52	32	165	83	52	32	167
松浦市					38	19	17	74	38	19	17	74
対馬市	5	1		6	204	211	3	418	209	212	3	424
壱岐市					74	2		76	74	2		76
五島市	1	1		2	138	102	3	243	139	103	3	245
西海市					74	36	5	115	74	36	5	115
雲仙市		11		11	92	36	7	135	92	47	7	146
南島原市		4		4	114	44	25	183	114	48	25	187
(市計)	19	43		62	1, 383	984	153	2,520	1, 402	1,027	153	2, 582
長与町					38	13		51	38	13		51
時津町					28	7		35	28	7		35
(西彼杵郡計)					66	20		86	66	20		86
東彼杵町					28	29	2	59	28	29	2	59
川棚町					13	30		43	13	30		43
波佐見町					27	37	15	79	27	37	15	79
(東彼杵郡計)					68	96	17	181	68	96	17	181
小値賀町												
佐々町					26	8	9	43	26	8	9	43
(北松浦郡計)					26	8	9	43	26	8	9	43
新上五島町					99	137	2	238	99	137	2	238
(南松浦郡計)					99	137	2	238	99	137	2	238
(町計)					259	261	28	548	259	261	28	548
県合計	19	43		62	1, 642	1, 245	181	3, 068	1,661	1, 288	181	3, 130
県央振興局	3	10		13	588	528	33	1, 149	591	538	33	1, 162
県北振興局	9			9	322	172	108	602	331	172	108	611
島原振興局	1	31		32	217	93	32	342	218	124	32	374
五島振興局対馬振興局	1 5	1		6	237 204	239 211	5 3	481 418	238 209	240 212	5 3	483 424
壱 岐 振 興 局					74	2		76	74	2		76
計	19	43		62	1,642	1, 245	181	3,068	1,661	1,288	181	3, 130

地すべり危険箇所(農村振興局所管)

管内名	市町名	地すべり	危険地	区(指定	定地区)	地すべ	り危険地	也区(未	指定)
目1.1/4		A	В	С	計	A	В	С	計
	長 崎 市		4		4	19	13	1	33
県	長 与 町					1			1
	時 津 町						3		3
央	西 海 市		4		4	7	4		11
振	諫 早 市		2		2	2	12		14
3/1/2	大 村 市		1		1	2	1		3
興	東彼杵町		1		1		2		2
	川棚町		3		3				0
局	波佐見町		3		3		3		3
	9 計	0	18	0	18	31	38	1	70
県	佐 世 保 市		9		9	7	14		21
北	平戸市	2	25		27	2	9	1	12
振	松浦市		4		4	5	3		8
興	佐々町		5		5		1		1
局	4 計	2	43	0	45	14	27	1	42
島原	雲 仙 市				0		1		1
振	南島原市	1	13		14	5	2		7
興局	2 計	1	13	0	14	5	3	0	8
壱	壱 岐 市		1		1				0
岐	1 計	0	1	0	1	0	0	0	0
<b>∃</b> 1									
計		3	75	0	78	50	68	2	120

※地すべり危険地区(指定地区)、指定地 A:工事中 B:工事完了 C:移動休止(令和2年4月時点)

※地すべり危険地区(未指定)、危険度 A:高い B:やや高い C:注意を要する(平成21年3月調査)

# 土砂災害危険箇所の整備状況

以下に、土砂災害、山地災害危険箇所等の整備状況を示す。

## 着手状況

## 1. 着手状況

## ① 国土交通省所管

R3.3.31 現在

区分	危険箇所数	要整備箇所数	着手箇所	着手率 (%)
土石流危険渓流	6, 196	2, 239	348	15. 5
急傾斜地崩壊危険箇所	8, 866	4, 157	1, 187	28. 6
地すべり危険箇所	1, 169	188	106	56. 4

<sup>※</sup>急傾斜地崩壊危険箇所の要整備箇所は、事業採択が出来ない人工斜面を除いた数としている。 ※急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所の着手箇所については、概成箇所数としている。

## ② 林野庁所管

H30.3.31 現在

区 分	危険箇所数	要整備箇所数	着手箇所	着手率 (%)
山腹崩壊危険箇所	( 19) 1, 642	( 19) 1,642	( 5) 559	( 26.3) 34.0
崩壊土砂流出危険箇所	( 49)	( 43) 1, 245	( 38)	( 88. 4) 39. 4
地すべり危険箇所	181	181	100	55. 2

<sup>(</sup>注) ( )内は国有林で外書

## ③ 農村振興局所管

R2.4.1 現在

区	分	危険箇所数	要整備箇所数	着手箇所	着手率 (%)
地すべり	危険箇所	198	198	78	39. 4

## 指定状況

# ① 国土交通省所管

R4. 2. 15 現在

					K4. Z. 15	5九1工
区分	砂	防指定地	地す	トベり防止区域	急傾斜地	地崩壊危険区域
地方機関名	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
長崎振興局	175	257.84	21	273.03	360	194. 212
県央振興局	102	419. 97	7	109. 16	158	140. 882
県北振興局	159	845. 670	105	2, 512. 130	411	354. 644
旧県北振興局管内	99	581. 53	48	1, 295. 10	231	186. 052
旧大瀬戸土木事務所管内	32	122. 93	9	211. 99	94	89. 822
旧田平土木事務所管内	28	141. 21	48	1, 005. 04	86	78. 770
島原振興局	92	886. 64	2	29. 49	54	33. 169
五島振興局	52	235. 40			33	46. 596
上五島支所	85	254. 14	6	80. 22	70	36. 130
壱岐振興局	13	21. 11	4	91. 55	68	106. 409
対馬振興局	125	800.65	2	12.81	78	69. 964
長崎県 計	803	3, 721. 42	147	3, 108. 39	1, 232	982. 006

# ② 林野庁所管及び農村振興局所管

R3 4 1 現在

						R3. 4. 1	現在	
	分	存	是安林指定	地で	<b>ナベり防止区域</b>	地すべり防止区域		
	-71	И	女 你 泪 足	(	森林整備室)	(農	村整備課)	
地方機関名	/	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
県央振興局		848	15, 608. 50	18	482. 94	18	1, 631. 53	
県北振興局		589	6, 325. 81	49	2, 454. 26	45	2, 711. 45	
島原振興局		293	3, 499. 16	8	418.85	14	934.74	
五島振興局		434	12, 501. 07	1	44. 51	ı	_	
壱岐振興局		109	148. 97	l		1	96. 68	
対馬振興局		295	12, 610. 10	1	20. 52	-	_	
合計		2, 568	50, 693. 61	77	3, 421. 08	78	5, 374. 40	

※保安林は民有林面積で実面積

# 土砂災害警戒区域の指定状況

以下に、土砂災害警戒区域等の指定状況を示す。

①令和2年度までの土砂	災害警	戒区域等	指定	<b>犬況</b>						
告示年月日	市	町	村	土石流		<u>種別</u> がけ前	ih l	地すべり	合計	
H16.12.17	長	崎	市	13	(12)	57	(47)	259 17	70	(59)
H18.3.24	長	崎	市	48	(39)	127	(124)		175	(163)
H18.5.19	長	<u></u> 崎	市	40	(29)	129	(129)		169	(158)
H19.9.14	長	崎	市	85	(76)	205	(203)		290	(279)
H19.12.28	長	崎	市	19	(17)	127	(119)		146	(136)
H20.3.21	長	崎	市	51	(45)	180	(175)		231	(220)
H20.3.28	長	崎	市	26	(25)	112	(110)		138	(135)
H20.3.28	新		島町	2	(2)	2	(2)		4	(4)
H21.3.13	長	崎	市	40	(37)	89	(81)		129	(118)
H21.3.24	諫	早	市	35	(35)	62	(62)		97	(97)
H21.3.24	大	村	市	9	(9)	65	(63)		74	(72)
H21.3.31	佐	世保		18	(17)	131	(129)		149	(146)
H21.4.10	長	崎	市	33	(27)	73	(68)		106	(95)
H21.4.10	長	崎 村	<u></u>	18	(17)	149	(117)		167	(134)
H21.12.18	大		市	2	(2)	151	(146)		153	(148)
H22.3.12	佐	<u>世保</u> 世保		5	(5)	87	(82)		92	(87)
H22.3.19 H22.3.26	<u>佐</u>	<u>世</u> 珠	<u>市</u> 市	8 26	(8) (24)	94 68	(94) (68)		102 94	(102) (92)
H22.4.9	諫	呵 早	市	65	(62)	174	(157)		239	(219)
H22.4.9	長	<u>十</u> 崎	市	54	(52)	194	(190)		248	(242)
H22.4.16	長	崎	市	36	(35)	89	(85)		125	(120)
H23.2.18	佐	世保		19	(19)	309	(280)		328	(299)
H23.3.25	長	<u> </u>	市	21	(21)	140	(136)		161	(157)
H23.3.25	諫	早	市	85	(75)	312	(301)		397	(376)
H23.3.29	長	崎	市	23	(23)	126	(121)		149	(144)
H23.5.27	長	崎	市	32	(30)	165	(163)		197	(193)
H24.3.23	大	村	市	19	(19)	174	(174)		193	(193)
H24.3.23	佐	世保		38	(37)	576	(549)		614	(586)
H24.3.30	佐	世保		70	(69)	254	(252)		324	(321)
H24.4.10	佐	世保	_	28	(26)	301	(288)		329	(314)
H24.6.22	長	崎	<u></u>	3	(3)	84	(78)		87	(81)
H24.6.26	長長	崎	市	15	(15)	101	(96)		116	(111)
H24.7.6 H24.8.10	諫	<u>崎</u> 早	<u>市</u> 市	16 43	(16) (43)	167 113	(162) (105)		183 156	(178) (148)
H24.9.28	諫	<u>+</u> 早	市	14	(14)	236	(228)		250	(242)
H24.11.20	長	崎	市	20	(20)	95	(89)		115	(109)
H25.1.11	長	崎	市	31	(27)	159	(154)		190	(181)
H25.3.12	長	崎	市	26	(24)	158	(154)		184	(178)
H25.3.22	対	馬	市	7	(6)	47	(46)		54	(52)
H25.6.28	長	崎	市	16	(16)	133	(126)		149	(142)
H25.9.6	長	崎	市	28	(28)	117	(107)		145	(135)
H25.11.5	諫	早	市	15	(14)	348	(300)		363	(314)
H25.11.5	五	島	市	59	(51)	112	(109)		171	(160)
H25.12.6	長	崎	<u></u>	10	(10)	104	(104)		114	(114)
H26.2.28	壱	<u>岐</u>	<u>市</u>	12	(10)	285	(263)		297	(273)
H26.3.7	対	馬	<u>市</u>	29	(27)	86	(85)		115	(112)
H26.3.14 H26.3.25	佐佐	<u>世保</u> 世保		28 41	(28) (40)	287 320	(284) (313)		315 361	(312) (353)
H26.3.28	長	<u>世</u> 体 崎	<u>。巾</u>	26	(24)	127	(124)		153	(148)
H26.3.28	佐	世保	_	31	(29)	146	(146)		177	(175)
H26.3.28	新		島町	42	(37)	87	(70)		129	(107)
H26.4.15	長		市	1	(1)	1	(1)		2	(2)
H26.4.15 (解除		崎	市	-1	-(1)	-1	-(1)		-2	-(2)
H26.5.27	長	崎	市	13	(10)	112	(108)		125	(118)
H26.6.24	佐	世保		4	(4)	242	(224)		246	(228)
H26.6.27	佐	世保			,	1	(1)		1	(1)
H26.6.27 (解除		世保				-1	-(1)		-1	-(1)
H26.7.11	長	崎	市	18	(16)	120	(114)		138	(130)
H26.7.18	長	崎	市	17	(17)	75	(68)		92	(85)
H26.7.22	長	崎	市	7	(7)	70	(62)	·	77	(69)
H26.12.5 (解除		崎	市			-1	-(1)		-1	-(1)
H27.3.3	壱	岐	市			176	(160)		176	(160)
H27.3.13	対	馬		54	(54)	173	(173)		227	(227)
H27.3.20	佐	<u>世 保</u>	_	5	(5)	344	(339)		349	(344)
H27.3.20	新		島 町	11	(8)	32	(30)		43	(38)
H27.3.24	南	<u>島原</u>		60	(F3)	152	(142)		152	(142)
H27.3.27	<u>諫</u>	<u>早</u> 自	<u>市</u> 市	63	(53)	240	(230)		303 119	(283)
H27.3.27	끄	島	Пĵ	30	(28)	89	(87)		119	(115)

告示年月日	市	町	村			種別			合計	
	<u> </u>			土石流	ì	がけ	崩れ	地すべり		
H27.4.24	佐	世	_			1			1	
H27.4.24	長	崎	市			1	(1)		1	(1)
H27.4.24 (解除)	長	崎	<u>市</u>			-1	-(1)		-1	-(1)
H27.10.27	佐	世级				1	(1)		1 1	(1)
H27.10.27 (解除)	佐	<u>世</u> 伢 早		1.0	(10)		-(1) (142)		-1 160	-(1) (154)
H27.12.18 H28.1.15	諫	<del></del> 島	市	16 7	(12) (7)	144	(138)		152	(145)
H28.3.4	新		島町	49	(47)	61	(58)		110	(105)
H28.3.4	新		島町	49	(42)	55	(55)		99	(97)
H28.3.22	壱	<u> </u>	西市	1	(1)	145	(142)		146	(143)
H28.3.22	対	馬	市	159	(154)	504	(504)		663	(658)
H28.3.22	佐	世傷		13	(12)	105	(101)		118	(113)
H28.3.25	南	島原		21	(21)	326	(316)		347	(337)
H28.3.25	五	- 島	市	123	(116)	244	(240)		367	(356)
H28.3.25	時	<u></u> 津	町	47	(45)	690	(669)		737	(714)
H28.3.25	長	崎	市	5	(5)	109	(105)		114	(110)
H28.3.29	大	村	市	43	(41)	207	(203)		250	(244)
H28.10.14	新	上 五	島町	48	(43)	74	(74)		122	(117)
H28.12.2	諫	早	市			11	(10)		11	(10)
H29.1.6	佐	世傷				31	(27)		31	(27)
H29.1.6	佐	世级				2	(2)		2	(2)
H29.1.6 (解除)	佐	世级				-2	-(2)		-2	-(2)
H29.1.6	佐	世级				3	(3)		3	(3)
H29.1.6 (解除)	佐	<u>世</u> 级	14 - 11-		/= ··	-4	-(4)		-4	-(4)
H29.1.27	五	<u>島</u>	市	76	(74)	108	(108)		184	(182)
H29.2.14	壱	<u>岐</u>	市		(4.5)	208	(205)		208	(205)
H29.2.28	壱	<u>岐</u>	<u>市</u>	15	(15)	255	(250)		270	(265)
H29.3.3	佐	<u>世 伢</u>		12	(12)	223	(211)		235	(223)
H29.3.7 H29.3.10	対平	馬_ 戸	<u>市</u> 市	49 1	(47) (1)	104 90	(104) (89)		153 91	(151) (90)
H29.3.17	東			9	(8)	71	(71)		80	(79)
H29.3.17	波	<u>1以 1</u> 佐 県		23	(21)	89	(89)		112	(110)
H29.3.17	川	<u>左</u> 規	町	3	(3)	114	(114)		117	(117)
H29.3.21	西	海	市	6	(6)	96	(96)		102	(102)
H29.3.24	松	浦	市		(0)	68	(65)		68	(65)
H29.3.24	佐	々	町	7	(7)	72	(72)		79	(79)
H29.4.28	南	島原		36	(34)	430	(430)	5	471	(464)
H29.5.19	五	島	中	1	(1)	31	(31)		32	(32)
H29.6.13	新	上 五	島町	112	(105)	220	(215)		332	(320)
H29.8.25	長	崎	市	5	(5)	90	(90)		95	(95)
H29.12.15	諫	早	市	16	(16)	287	(281)		303	(297)
H30.2.6	長	与	町	39	(35)	596	(595)		635	(630)
H30.2.6	南	島原	_	18	(17)	170	(170)	6	194	(187)
H30.3.6	Ш	棚	町	31	(30)	164	(164)		195	(194)
H30.3.13	対	<u>馬</u>		70	(63)	311	(310)		381	(373)
H30.3.16	波	<u>佐</u> 見		56	(56)	144	(144)		200	(200)
H30.3.27	東	彼 섣		24	(19)	251	(246)		275	(265)
H30.3.27	西	海	市	32	(31)	249	(247)		281	(278)
H30.3.27		é			(40)	4.50			198	(197) (697)
<b>⊔20 2 27</b>	五	島	市	42	(42)	156	(155)		707	
H30.3.27	壱	岐	市	11	(7)	696	(690)		707	
H30.3.30	壱佐	岐 々	市町	11 37	(7) (35)	696 126	(690) (126)		163	(161)
H30.3.30 H30.3.30	壱 佐 松	岐 々 浦	市町市	11 37 40	(7) (35) (40)	696 126 368	(690) (126) (366)		163 408	(161) (406)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30	<b>壱佐松</b> 平	岐 々 浦 戸	市町市市	11 37 40 6	(7) (35) (40) (5)	696 126 368 162	(690) (126) (366) (157)		163 408 168	(161) (406) (162)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27	<b>壱佐松平雲</b>	岐 々 浦 戸 仙	市町市市市	11 37 40	(7) (35) (40)	696 126 368 162 278	(690) (126) (366) (157) (272)		163 408 168 317	(161) (406) (162) (305)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15	<b>壱佐松平雲平</b>	岐々浦戸仙戸	市町市市市市	11 37 40 6	(7) (35) (40) (5)	696 126 368 162	(690) (126) (366) (157) (272) (45)		163 408 168	(161) (406) (162)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20	<b>壱佐松平雲平大</b>	岐々浦戸仙戸村	市町市市市市市	11 37 40 6	(7) (35) (40) (5)	696 126 368 162 278 45	(690) (126) (366) (157) (272)		163 408 168 317 45	(161) (406) (162) (305) (45)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15	<b>壱佐松平雲平大大</b>	岐々浦戸仙戸	市町市市市市	11 37 40 6	(7) (35) (40) (5)	696 126 368 162 278 45	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1)		163 408 168 317 45	(161) (406) (162) (305) (45) (1)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除)	<b>壱佐松平雲平大</b>	岐々浦戸仙戸村村	市町市市市市市	11 37 40 6	(7) (35) (40) (5)	696 126 368 162 278 45 1	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1)		163 408 168 317 45 1	(161) (406) (162) (305) (45) (1) -(1)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除) H30.7.20	<b>壱佐松平雲平大大諫</b>	岐々浦戸仙戸村村早	市町市市市市市市市	11 37 40 6	(7) (35) (40) (5)	696 126 368 162 278 45 1 -1	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1)		163 408 168 317 45 1 -1	(161) (406) (162) (305) (45) (1) -(1) (1)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除) H30.7.20 H30.7.20 (解除)	<b>壱佐松平雲平大大諫諫</b>	岐々浦戸仙戸村村早早		11 37 40 6 39	(7) (35) (40) (5) (33)	696 126 368 162 278 45 1 -1	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1) (1)		163 408 168 317 45 1 -1 1 -1	(161) (406) (162) (305) (45) (1) -(1) (1)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除)	<b>壱佐松平雲平大大諫諫長長長</b>	岐々浦戸仙戸村村早早崎崎崎		11 37 40 6 39	(7) (35) (40) (5) (33)	696 126 368 162 278 45 1 -1 1 -1 288	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1) (1) (287)		163 408 168 317 45 1 -1 -1 344	(161) (406) (162) (305) (45) (1) -(1) (1) -(1) (334)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除) H30.7.31 H30.7.31	壱佐松平雲平大大諫諫長長長新	岐々浦戸仙戸村村早早崎崎崎		11 37 40 6 39	(7) (35) (40) (5) (33)	696 126 368 162 278 45 1 -1 -1 288	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1) (1) -(1) (287) (1)		163 408 168 317 45 1 -1 1 -1 344	(161) (406) (162) (305) (45) (1) -(1) (1) -(1) (334) (1)
H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除) H30.7.31 H30.10.2 (解除)	壱佐松平雲平大大諫諫長長長新長	岐々浦戸仙戸村村早早崎崎崎	市町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	11 37 40 6 39	(7) (35) (40) (5) (33)	696 126 368 162 278 45 1 -1 1 288 1	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1) (1) -(1) (287) (1) -(1)		163 408 168 317 45 1 -1 1 -1 344 1 -1	(161) (406) (162) (305) (45) (1) -(1) (1) -(1) (334) (1) -(1)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除) H30.7.31 H30.10.2 H30.10.2 H30.10.19 H31.1.18 H31.3.12	<b>壱佐松平雲平大大諫諫長長長新長松</b>	收々浦戸仙戸村村早早崎崎崎五崎浦	市田市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	11 37 40 6 39 56	(47) (47) (121) (30) (33)	696 126 368 162 278 45 1 -1 288 1 -1 308 387	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1) (287) (1) -(1) (305) (387) (291)	45	163 408 168 317 45 1 -1 1 -1 344 1 -1 442	(161) (406) (162) (305) (45) (1) -(1) (1) -(1) (334) (1) -(1) (426) (417) (321)
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除) H30.7.21 H30.7.31 H30.10.2 H30.10.2 (解除) H30.10.19 H31.1.18 H31.3.12	壱佐松平雲平大大諫諫長長長新長松対	岐々浦戸仙戸村村早早崎崎崎五崎浦馬	电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子	11 37 40 6 39 56 134 32 37 53	(47) (47) (47) (121) (30) (52)	696 126 368 162 278 45 1 -1 1 -1 288 1 -1 308 387 300 108	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1) (287) (1) -(1) (305) (387) (291) (105)	45	163 408 168 317 45 1 -1 1 -1 344 1 -1 442 419 382 161	(161) (406) (162) (305) (45) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
H30.3.30 H30.3.30 H30.3.30 H30.4.27 H30.5.15 H30.7.20 H30.7.20 (解除) H30.7.20 (解除) H30.7.31 H30.10.2 H30.10.2 H30.10.19 H31.1.18 H31.3.12	<b>壱佐松平雲平大大諫諫長長長新長松</b>	收々浦戸仙戸村村早早崎崎崎五崎浦	市町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	11 37 40 6 39 56	(47) (47) (121) (30) (33)	696 126 368 162 278 45 1 -1 288 1 -1 308 387	(690) (126) (366) (157) (272) (45) (1) -(1) (287) (1) -(1) (305) (387) (291) (105) (119)	45	163 408 168 317 45 1 -1 1 -1 344 1 -1 442 419 382	(161) (406) (162) (305) (45) (1) -(1) (1) (334) (1) -(1) (426) (417)

告示年月日		町		村			種別			스를	合計	
古不平月口	市				土石湯		がけ		地すべり			
H31.3.15	波	佐		町	115	(114)	264	(263)	10	389	(377)	
H31.3.15	諫	早		市	33	(32)	284	(276)		317	(308)	
H31.3.22	五	島		市	92	(90)	157	(156)		249	(246)	
H31.3.22	西	海		市	30	(18)	206	(192)		236	(210)	
H31.3.22	壱	岐		市	3	(3)	298	(295)		301	(298)	
R1.7.5	諫	早		市	10	(6)	254	(231)	9	273	(237)	
R1.7.5	対	馬		市	123	(119)	315	(315)		438	(434)	
R1.7.5	小	値		町			27	(25)		27	(25)	
R1.7.5	大	村		市			1		3	4		
R1.7.5	新	上 五		町	56	(36)	141	(141)		197	(177)	
R1.7.5	雲	仙		市	19	(14)	95	(89)		114	(103)	
R1.8.2	大	村		市			4	(3)		4	(3)	
R1.8.2 (解除)	大	村		市			-4	-(4)		-4	-(4)	
R1.8.2	諫	早		市	3		25	(20)		28	(20)	
R1.8.2 (解除)	諫	早		市	-3	-(3)	-23	-(23)		-26	-(26)	
R1.8.23	佐	世		市	2	(2)	59	(56)		61	(58)	
R1.9.6	長	崎		市	1	(1)	87	(81)		88	(82)	
R1.11.1	新	上 五		町					19	19		
R1.11.1	対	馬		市					95	95		
R2.1.21	南	島		市					39	39		
R2.1.21	雲	仙		市					41	41		
R2.1.21	大	村		市					16	16		
R2.1.21	諫	早		市					59	59		
R2.1.21	佐	世	保	市	36	(34)	157	(157)		193	(191)	
R2.2.14	佐	世		市			1			1		
R2.2.14 (解除)	佐	世		市			-1	-(1)		-1	-(1)	
R2.3.6	壱	岐		市	1	(1)			54	55	(1)	
R2.3.10	佐	世		市	31	(30)	462	(453)		493	(483)	
R2.3.10	西	海		市	51	(42)	371	(357)		422	(399)	
R2.3.17	平	戸		市	87	(81)	305	(280)		392	(361)	
R2.3.17	佐	世		市	211	(201)	663	(656)		874	(857)	
R2.3.27	佐	世_		市					240	240		
R2.3.27	平	戸		市					167	167		
R2.3.27	松	浦		市					64	64		
R2.3.27	西	<u></u>		市					79	79		
R2.3.27	佐	<u> </u>		町					13	13		
R2.3.27	東	彼		町					9	9		
R2.3.27	)II	机		町					8	8		
R2.3.27	波	<u>佐</u>		町	_	/45		(+00)	12	12	/	
R2.3.31	壱	<u></u> 岐		市	7	(4)	118	(106)		125	(110)	
R2.3.31	南	島		市	13	(10)	31	(30)		44	(40)	
R2.6.5	島	原		市	10	(4)	35	(35)		45	(39)	
R2.6.5	雲	<u>仙</u>		市	37	(31)	153	(151)	0.0	190	(182)	
R2.7.3	五	島		市	79	(72)	154	(152)	26	259	(224)	
R2.7.3	新	上 五		町	135	(124)	361	(361)	171	496	(485)	
R2.9.18	長	崎		市					171	171		
R2.9.18	長	<u>与</u>		町					4	4		
R2.9.18	時	津		町				(0)	8	8	(0)	
R3.3.5	長	崎		市			3	(3)		3	(3)	
R3.3.5 (解除)	長	崎		市	10.	(440)	-1	-(1)		-1	-(1)	
R3.3.12	対	馬		市	121	(112)	340	(338)		461	(450)	
R3.3.26	対	馬		市	63	(63)	191	(189)	1 000	254	(252)	
合計 ※ハはも砂災実性別繁ポ5	<u> </u>				4,798	(4,435)	26,079	(25,316)	1,202	32,079	(29,751)	

※()は土砂災害特別警戒区域